

【意見募集期間】

2026年6月30日～2026年7月13日

# 容量市場

## メインオークション募集要綱

(対象実需給年度：2030年度)

(案)

2026年X月XX日

電力広域的運営推進機関

## 目次

第1章	はじめに	4
1.	容量市場創設の背景	4
2.	容量市場におけるオークションの種類	5
3.	募集要綱の位置付け	6
第2章	注意事項	7
1.	一般注意事項	7
2.	守秘義務	7
3.	問合せ先	8
第3章	募集概要	9
1.	募集スケジュール	9
2.	落札後のスケジュール（予定）	9
3.	募集内容	10
第4章	参加登録	15
1.	参加登録の方法	15
2.	事業者情報の登録	15
3.	電源等情報の登録	16
4.	期待容量の登録	25
第5章	応札方法	27
第6章	落札電源及び約定価格の決定方法	29
1.	落札電源の決定方法	29
2.	約定価格の決定方法	32
3.	需要曲線の概要	33
4.	約定結果の公表	34
5.	落札後の手続き等	34
6.	容量確保契約の結果の公表	35
第7章	契約条件	36
1.	容量確保契約金額	36
2.	容量確保契約金額の算出に関する経過措置（削除）	37
3.	市場退出	37
4.	リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ	39
5.	容量確保契約金額（各月）の支払・請求について	59
6.	消費税等相当額について	60
7.	その他	60

**【添付資料】**

(様式1) 容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書

(様式2) 期待容量等算定諸元一覧

(様式3) 発動指令電源のビジネスプラン申請書

(様式4) 調整機能の詳細情報

(様式5) 発動指令電源のリソース種類確認書

## 第1章 はじめに

### 1. 容量市場創設の背景

かつての総括原価方式の枠組みの下では、発電投資は規制料金を通じて安定的に投資回収がなされてきましたが、総括原価方式と規制料金の枠組みによる投資回収の枠組みがない現在では、原則として、発電投資は市場取引を通じて、又は市場価格を指標とした相対取引の中で投資回収されていく仕組みに移行していくと考えられます。このため、従来の総括原価方式下の状況と比較して大部分の電源に係る投資回収の予見性は低下すると考えられます。また、固定価格買取制度等を通じて再生可能エネルギーが拡大することになれば、従来型電源の稼働率が低下するとともに、再生可能エネルギーが市場に投入される時間帯においては市場価格が低下し、全電源にとって売電収入が低下すると考えられます。その結果、電源の将来収入見通しの不確実性が高まり、事業者の適切なタイミングにおける発電投資意欲を更に減退させる可能性があります。今後、電源投資が適切なタイミングで行われない場合、中長期的に供給力不足の問題が顕在化し、また電源開発には一定のリードタイムを要することから、需給がひっ迫する期間にわたり電気料金が高止まりする問題等が生じることが考えられます。そのため、国の審議会（電力システム改革貫徹のための政策小委員会）では、単に卸電力市場等に供給力の確保をゆだねるのではなく、一定の投資回収の予見性を確保する施策である容量メカニズムを追加で講じ、電源の新陳代謝が市場原理を通じて適切に行われることを通じて、より効率的に中長期的に必要な供給力を確保できるようにすることが整理されました。その上で、以下の点で最も効率的に中長期的に必要な供給力等を確保するための手段として、容量市場を創設すべきであると整理されました。

容量市場によって以下を目指しています。

- ・あらかじめ必要な供給力を確実に確保すること
- ・卸電力市場価格の安定化を実現することで、電気事業者の安定した事業運営を可能とするとともに、電気料金の安定化により需要家にもメリットをもたらすこと

また、こうした措置は、投資回収の予見性を高めるための措置であり、必要な電源投資等のための総コストは変わらない、若しくはリスクプレミアム等の金利分が減少することから、中長期的に見た小売電気事業者の負担はむしろ抑えられると整理されています。

上記の整理を受け、詳細な制度設計の検討の場として、総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会の下に設置された「制度検討作業部会」、次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会の下に設置された「電力安定供給ワーキンググループ」、並びに資源エネルギー庁及び電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）を共同事務

局として本機関に設置した「容量市場の在り方等に関する検討会」において容量市場の詳細な制度設計の検討を進めてまいりました。

なお、容量市場の運営等に当たっては、全電気事業者が加入する中立機関であることや、供給計画の取りまとめを行い、全国大での供給予備力評価等に知見があるといった理由から、本機関が市場管理者等として、一定の役割を果たすことが適当である旨が整理されています。

## 2. 容量市場におけるオークションの種類

容量市場においては、将来の一定期間における需要に対して必要な供給力（※）をオークションで募集します。オークションには以下の種類があります。

※沖縄地域及びその他地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）

容量市場	容量オークション (右記オークションの総称)	<p><u>メインオークション</u></p> <p>将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度（以下「実需給年度」という。）の4年前に実施する。</p> <p>※メインオークションで募集する供給力は、「第6章 3. 需要曲線の概要」に定める目標調達量により決定します。</p>
		<p><u>追加オークション</u></p> <p>メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する以下2つのオークションがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達オークション 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する。</li> <li>・ リリースオークション 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約に定められた容量をリリースする容量提供事業者を募集する。</li> </ul>
		<p><u>長期脱炭素電源オークション</u></p> <p>脱炭素化に向けた新設・リプレース等の巨額の電源投資に対し、長期固定収入が確保される仕組みによ</p>

		り、容量提供事業者の長期的な収入予見性を確保することで、電源投資を促進するために実施する。
	<u>特別オークション</u>	安定供給の維持が困難となることが明らかになった場合等を実施する。

### 3. 募集要綱の位置付け

- (1) このメインオークション募集要綱（以下「本要綱」という。）では、2030年度を実需給年度とするメインオークション（以下「本オークション」という。）への参加を希望する事業者及び電源等が満たすべき要件、落札決定方法、契約条件等について説明します。
- (2) 本オークションへの応札を希望する事業者は、本要綱に基づき応札をしてください。
- (3) 落札した事業者は本機関との間で本オークションに係る容量確保契約書を締結していただきます（容量確保契約書の様式については別途公表します。）。

## 第2章 注意事項

### 1. 一般注意事項

- (1) 本オークションへの応札を希望する事業者は、本要綱及び容量確保契約書、容量確保契約約款に定める条件を十分確認の上、必要な手続きを行ってください。
- (2) 本オークションへの応札その他容量市場への参加（参加登録から実需給までの一連の行為を含む。）にあたっては、本機関の定款、業務規程、及び送配電等業務指針の他、電気事業法その他関係各種法令及び監督官公庁からの指示命令等を遵守するものとします。
- (3) 本オークションに係る容量確保契約（以下「容量確保契約」という。）は全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。
- (4) 参加登録及び応札等に係る手続きによって発生する諸費用（応札に係る費用、応札に必要な書類を作成する費用等）は全て応札する事業者が負担するものとします。
- (5) 参加登録及び応札等に際して必要な書類は、全て日本語で作成してください。また、応札等に使用する通貨については円貨を使用してください。なお、レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文と和訳を提出していただき、和訳を正式な書面として扱います。
- (6) 本オークションで落札した電源は、長期脱炭素電源オークションに参加することはできません。  
ただし、以下の場合はこの限りではありません。
  - ・本オークションの対象実需給年度の翌年度以降に長期脱炭素電源オークションの制度適用期間が開始する場合
  - ・既設の火力電源が新たに脱炭素化のための改修を行う場合なお、長期脱炭素電源オークションは供給力提供開始年度の翌年度から制度適用期間が開始となるため、供給力提供開始年度については、本オークションへの参加が可能です。

### 2. 守秘義務

- (1) 本オークションへの参加登録を申請する事業者（以下「参加登録申請者」という。）は、以下の情報を除き、本オークションへの応札その他容量市場への参加を通じて

知り得た本機関及び容量市場に関する情報（自己の応札情報を含み、以下「秘密情報」という。）を第三者（親会社、自己又は親会社の役員及び従業員、参加登録事業者に容量市場の参加に関する業務を委託した者、金融機関、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザーは除く。）に漏らしてはならず、また自己の役員又は従業員が当該情報を漏らさないように必要な措置をとらなければなりません。ただし、法令に基づく関係当局の開示要求に従って開示する場合及び取引先と相対契約等の協議を行う場合において、必要最小限の情報を提供する場合はこの限りではありません。

- ・ 秘密情報を取得した時点で既に公知であった情報又は自ら有していた情報（ただし、自己の応札情報は除きます。）
- ・ 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- ・ 秘密情報の取得後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- ・ 取得した秘密情報によらず、自らの開発により知得した情報
- ・ 第三者への提供を本機関があらかじめ認めた情報

- (2) 本機関は原則として、容量市場の市場運営を通じて取得した情報を、業務規程第8条に定める秘密情報として取り扱います。ただし、国又は国の関係機関、電気供給事業者である者若しくは電気供給事業者と見込まれる者からの依頼により情報提供を行う場合があります。

### **3. 問合せ先**

本要綱の内容について不明な点がある場合は、下記窓口までお問合せください。なお、審査状況等に関するお問合せには回答できません。

電力広域的運営推進機関 容量市場に関する問合せ窓口

(メインオークション・追加オークション、容量拠出金などについて)

URL:<https://www.occto.or.jp/market-board/market/otoiawase/otoiawase.html>

## 第3章 募集概要

### 1. 募集スケジュール

(1) 募集スケジュールは以下のとおりです。

期間	概要
2026年8月3日(月)～2026年8月7日(金)	事業者情報の登録受付期間
2026年8月3日(月)～2026年8月12日(水)	事業者情報の審査期間
2026年8月3日(月)～2026年8月17日(月)	電源等情報の登録受付期間
2026年8月3日(月)～2026年9月7日(月)	電源等情報の審査期間
2026年9月8日(火)～2026年9月17日(木)	期待容量の登録受付期間
2026年9月8日(火)～2026年10月2日(金)	期待容量の審査期間
2026年10月13日(火)～2026年10月23日(金)	応札の受付期間
2026年10月26日(月)～2026年10月30日(金)	応札容量算定に用いた期待容量等 算定諸元一覧登録受付期間
2026年12月頃(予定)	約定結果の公表期日

※不測の事態が生じた場合は、スケジュールが変更となる可能性があります。

※各情報の登録受付後に審査を行い、上記審査期間内に容量市場システムを通じて審査結果をお知らせします。

※本要綱の公表と同日に、需要曲線を公表いたします。

※2026年7月末(予定)に調整係数の公表(発動指令電源の調整係数(参考値)を含む。)を行います。

(2) 事業者情報の登録にあたっては、事業者コード、系統コード及びクライアント証明書の取得が必要です(取得済の事業者が新たに取得する必要はありません。)

(3) 電源等情報については、事業者情報の登録が完了した事業者のみ登録ができます。

(4) 期待容量については、電源等情報の登録が完了した事業者のみ登録ができます。

### 2. 落札後のスケジュール(予定)

期間	概要
約定結果の公表日～2027年3月頃	容量確保契約書締結のための手続期間
2027年4月頃	容量確保契約の結果の公表
2028年度以降	容量停止計画の調整
2028年度夏季(7～9月)、冬季(12～2月)	実効性テスト

期間	概要
2029年3月頃	容量確保契約の変更又は解約の確認
2029年4月頃	追加オークションの実施有無公表
2029年6月頃	追加オークション実施（実施される場合）
2030年4月1日（月）～2031年3月31日（月）	実需給年度

※追加オークション実施に係るスケジュール等については別途公表します。

### 3. 募集内容

#### (1) 募集量

「第6章 落札電源及び約定価格の決定方法」に記載される方法にて約定処理を行い、約定した量の総計が募集量となります。

#### (2) 実需給年度

2030年度（2030年4月1日～2031年3月31日）

#### (3) 対象エリア

全国（ただし、沖縄地域及びその他地域の離島を除く。）

#### (4) 参加登録が可能な事業者

下記のア及びイを満たす者が、参加登録が可能な事業者とみなします。

ア 実需給年度において、電気事業法第二十二条の三に定める電気供給事業者であり、自ら又は他者が所有する電源等を用いて本オークションに応札する意思がある者

イ 国内法人（日本の法律に基づいて設立され、日本国内に本店又は主たる事務所を持つ法人）であること

#### (5) 参加登録した事業者が登録可能な電源等

ア 供給計画の届出に係るガイドラインに沿って適切に供給計画に計上することが求められるため、供給計画に計上されている、若しくは供給計画に計上する見込みがある電源が安定電源又は変動電源に登録が可能です。

イ 登録できる電源等は以下に区分され、要件は以下のとおりです。なお、電源等については電源等情報の登録において本機関が審査を行います。

※期待容量については「第4章 参加登録 4. 期待容量の登録」を参照してください。

容量を提供する電源等の区分		電源等要件
安定電源		<p>次の（ア）から（オ）のいずれかに該当し、期待容量が1,000キロワット（kW）以上の安定的な供給力を提供するもの。</p> <p>（ア）①水力電源（ただし、調整池式又は貯水池式に限る。） ②水力電源（揚水式で、1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するもの。）</p> <p>（イ）火力電源 （ウ）原子力電源 （エ）再生可能エネルギー電源 （オ）蓄電池（1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するもの。） （カ）長期エネルギー貯蔵システム（1日1回以上連続3時間以上の運転継続が可能な能力を有するもの。）</p>
変動電源	変動電源 （単独）	<p>次の（ア）及び（イ）のいずれかに該当し、期待容量が1,000kW以上の供給力を提供するもの。</p> <p>（ア）水力電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。） （イ）再生可能エネルギー電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。）</p>
	変動電源 （アグリゲート）	<p>次の（ア）及び（イ）のいずれかに該当する電源（ただし、同一供給区域に属しているものに限る。）を組み合わせることにより、期待容量が1,000kW以上の供給力を提供するもの。</p> <p>（ア）期待容量が1,000kW未満の水力電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。） （イ）期待容量が1,000kW未満の再生可能エネルギー電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。）</p>
発動指令電源		<p>次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する電源又は特定抑制依頼（電気事業法施行規則第一条第2項第七号に定める。）等により、期待容量が1,000kW以上の供給力（同一供給区域に属する複数の電源等を組み合わ</p>

容量を提供する電源等の区分	電源等要件
	せる場合を含む。)を提供するもの。ただし、変動電源及び変動電源のみを組み合わせたものは除く。 (ア)安定的に電気を供給することが困難な事業用電気 工作物 (イ)特定抑制依頼 (ウ)期待容量が1,000kW未満の発電設備等

ウ 相対契約の締結有無に関わらず本オークションに参加することができます。

エ (削除)

オ 1 計量単位内 (※1, ※2) に複数の号機 (ユニット) が存在し、それぞれ「容量を提供する電源等の区分」が異なる場合は、いずれか一つの区分を選択してください。

※1 「計量単位」とは、属地一般送配電事業者の託送供給等約款に基づく計量器等 (ただし、分社した旧一般電気事業者の発電所に設置された電気計器について計量法の適用を除外する特例措置の対象となっている場合はこの限りでない。) が取り付けられた受電又は供給地点ごとを指します。実績管理上の理由により、受電地点特定番号の単位と一致しない場合がありますので、留意してください。

※2 ただし、安定電源においては、応札容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時 (※3) に当該応札容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1 計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1 リソースとしても登録可能です。

※3 前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合

カ 発動指令電源にて供給力を提供する場合は、オンライン機能 (簡易指令システム又は専用線オンライン) を具備することが求められます。

キ 以下の電源は本オークションに参加できません (該当する場合、電源等情報の登録は不可)。

(ア) FIT 電源 (FIT 制度による買取期間が実需給年度と重なる電源)

ただし、以下の場合は登録可能です。

- ・ 同一の受電地点において、FIT 電源と併設される非 FIT 電源が託送供給等約款に基づく差分計量等により計量できる FIT 買取対象以外の部分 (非 FIT 相当分) がある場合 (非 FIT 相当分を登録可能)
- ・ 混焼バイオマス (石炭とバイオマスの混焼を行う FIT 電源を除く) で、FIT 買取対象以外の部分 (非 FIT 相当分) がある場合 (非 FIT 相当分を登録可能)

- ・ 石炭とバイオマスの混焼を行う FIT 電源において、FIT 制度による買取から容量市場へ移行するための所定の手続きを行う場合

※実需給開始前は FIT 制度に基づく買取を受ける事が可能です。

※参加登録時のバイオマス比率から変更が生じる場合は本機関へ申告していただきます。

- (イ) FIP 制度による適用期間が実需給年度と重なる FIP 電源は、FIT 電源に準拠して扱います。ただし、以下の場合には登録可能です。

- ・ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）に基づく洋上風力発電事業であって、落札価格（公募占用計画に記載された供給価格）がゼロプレミアム水準以下であるもの（以下「洋上風力ゼロプレミアム案件」という。）が、バランシングコスト相当分の FIP 交付金の受領を放棄している場合

※初めて容量市場へ応札するオークションの参加登録（発電設備の運転開始後に初めて応札する場合は、発電設備の運転開始時）までに、容量市場の約定結果にかかわらず、FIP 制度の全支援期間にわたりバランシングコスト相当分の FIP 交付金の受領を放棄していることを要する。

- (ウ) 本機関の業務規程第 33 条の規定に基づく電源入札で落札した電源

- (エ) 実需給年度中に供給力を提供できない電源

- (オ) （削除）

- (カ) 専ら自家消費にのみ供される電源

ただし、自家消費のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる（逆潮流が可能な）場合は、当該提供できる供給力の容量について登録可能です。

- (キ) 専ら自己託送及び特定供給のみに供される電源

自己託送及び特定供給の用に供する供給力は、(カ) 専ら自家消費にのみ供される電源と同様の扱いとなり参加はできません。ただし、自己託送及び特定供給のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合は、当該供給できる供給力の容量について登録可能です（発電容量から自己託送及び特定供給に相当する分を差し引いた容量での登録が可能です。）。なお、運用及び契約の形態によって登録できない場合がありますので、個別に本機関にお問い合わせください。

- (ク) 専ら特定送配電事業者が利用する電源

特定送配電事業者の用に供する供給力は、(カ) 専ら自家消費にのみ供される電源と同様の扱いとなり参加はできません。ただし、特定送配電事業者が利用するために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる（逆潮流が可能な）場合は登録可能です。

- (ケ) 実需給期間中において、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約又は接続供給契約がない電源等  
ただし、実需給期間前に最終保障供給であっても、実需給期間中において一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約又は接続供給契約が締結されていれば登録可能です。
- (コ) 長期脱炭素電源オークションで落札し、本オークションの実需給年度と長期脱炭素電源オークションの制度適用期間が重複する電源は、長期脱炭素電源オークションの契約容量は本オークションに参加することはできません。

(6) 応札単位

- ア 安定電源、変動電源（単独）の応札単位は、計量単位ごととします。
- イ 変動電源（アグリゲート）の応札単位は、小規模変動電源リストごと、発動指令電源の応札単位は電源等リストごととします。  
また、安定電源において、応札容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時（※）に当該応札容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1リソースとしても電源等リストに登録可能です。  
※前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合
- ウ 応札容量の最小値は1,000kWです。なお、応札容量は1kW単位で登録できます。

## 第4章 参加登録

### 1. 参加登録の方法

- (1) 参加登録は容量市場システムを利用して行います。容量市場システムでの具体的な登録手順等は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照してください。  
※事業者コード、系統コード及びクライアント証明書が未取得の場合は、参加登録までに取得してください。  
※クライアント証明書には有効期限があるため、期限切れとならないようご注意ください。
- (2) 参加登録においては以下の3点について登録します。それぞれの情報の登録については本章にて後述します。
  - ア 事業者情報（応札手続きを行う事業者の情報）
  - イ 電源等情報（応札される電源等の情報）
  - ウ 期待容量（実需給年度において供給区域の供給力として期待できる上記電源等の容量）※上記アで登録した事業者が、上記イ及びウの情報を登録する必要があります。
- (3) 参加登録の後、登録した情報に変更が生じた場合は、容量市場システム上で変更の手続きを行ってください。また、応札の受付期間終了後は、約定結果の公表まで内容の変更は行えませんので、ご注意ください。
- (4) 同一電源の参加登録の重複は認められません。

### 2. 事業者情報の登録

- (1) 参加登録申請者は、はじめに事業者情報の登録を行ってください。なお、過去の容量オークション（メインオークション・追加オークション・長期脱炭素電源オークション）において既に事業者情報を登録済の事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。登録済の事業者情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。  
また、容量市場システムにて既に「容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書（様式1）」を提出している事業者は、再度提出する必要はありません。
- (2) 登録項目及び提出書類は、以下のとおりです。なお、参加登録申請者名は、電気供給事業者としての正式名称を登録してください。

登録項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者コード (※1)</li> <li>・ 参加登録申請者名</li> <li>・ 所在地</li> <li>・ 銀行口座 (※2)</li> <li>・ 担当者名</li> <li>・ 担当者の連絡先 (電話番号、メールアドレス、郵便番号、住所、所属部署)</li> <li>・ 登録番号 (適格請求書発行事業者)</li> <li>・ 収入金課税事業者への該当有無</li> <li>・ クライアント証明書のシリアル No (※1)</li> <li>・ クライアント証明書の ID (※1)</li> <li>・ クライアント証明書の ID の有効期限 (※1)</li> </ul>

※1 未取得の場合は事業者情報の登録前に取得してください。

※2 登録口座は当座預金口座又は普通預金口座としてください。

提出書類
容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書 (様式 1)

- (3) 登録項目及び提出書類に不備が認められた場合は、その旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。不備がない場合は、参加登録申請者へログイン情報を通知します。

### 3. 電源等情報の登録

- (1) 事業者情報の登録を完了した参加登録申請者は電源等情報の登録を行うことができます。なお、実需給年度が 2029 年度のメインオークションに参加登録された電源等情報は、本機関により、当該内容を 2030 年度向けの電源等情報として容量市場システムに登録されます。ただし、取次により登録されていると思われる電源等情報、電源等の区分が変動電源 (アグリゲート) の電源等情報については登録されませんので、新たに登録が必要となります。登録済の電源等情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。なお、長期脱炭素電源オークションにおいて登録を行った電源等情報に関しても登録されませんので、当該電源を 2030 年度向けの電源等情報として登録する場合には、新たに登録が必要となります。
- (2) 電源等情報の登録にあたっては、実需給年度の時点で想定される情報を記載してください。

- (3) 1 計量単位の電源等を複数の参加登録申請者が登録することはできません。  
 ただし、1 計量単位にて安定電源に加えて発動指令電源の 1 リソースとして電源等リストに登録する電源については、それぞれ異なる参加登録申請者が登録することも可能です。  
 なお、1 計量単位にて安定電源に加えて発動指令電源の 1 リソースとして電源等リストに登録申込された電源については、安定電源又は発動指令電源として当該電源の電源等情報の登録を行う容量提供事業者に対して、本機関が当該電源の発電実績等の提出を求める場合があります。
- (4) 1 計量単位に複数の号機（ユニット）が存在する場合、電源等情報（基本情報）で登録した「容量を提供する電源等の区分」に該当する全ての号機（ユニット）の電源等情報（詳細情報）の登録を行ってください。「容量を提供する電源等の区分」に該当しない号機（ユニット）を登録することはできません。
- (5) 安定電源の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。  
 ※提出書類は、原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、電源等情報の登録時点で運転開始していない電源（以下「新設電源」という。）については、登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により既設電源に求める書類が提出できない場合は、当該書類が準備できるまで提出期限を延長する場合があります。  
 なお、その場合においても書類の提出及び追加登録の期限（2030 年 1 月末予定）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください（詳細については、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」をご参照ください。）。

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 （基本情報）	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	電源等の名称	（既設電源の場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業届出書</li> <li>・電気工作物変更届出書</li> <li>・自家用電気工作物使用開始届出書</li> <li>・特定自家用電気工作物接続届出書</li> </ul> のいずれか 1 点 （新設電源の場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>・接続検討回答書</li> <li>・工事計画届出書</li> </ul> のいずれか 1 点

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
	受電地点特定番号	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表
	系統コード	（提出書類なし）
	エリア名	系統接続するエリアが複数存在する場合は以下を提出 ・常時系統エリアを確認できる書類
	同時最大受電電力	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 ・接続検討回答書 ・託送供給承諾のお知らせ ・系統連系承諾書 のいずれか1点
	専用線オンライン/その他	（提出書類なし）
電源等情報 （詳細情報）	号機単位の名称	（提出書類なし）
	号機単位の所有者	電源の所有者が事業者情報と異なる場合は、以下を提出 ・容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類（押印（電子サインでも可）が無いものは不可となります）
	系統コード	（提出書類なし）
	電源種別の区分	・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書のいずれか1点
	発電方式の区分	・「電源種別の区分」と同一書類 ・石炭火力発電で設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを申請する場合は、建設時の設計効率を確認できる書類（※1、※2）
	設備容量	「電源種別の区分」と同一書類
	運開年月	（既設電源の場合） 提出書類なし （新設電源の場合） 供給力提供開始した翌月末までに、以下の書類を提出 ※供給力提供開始の定義は容量確保契約約款参照

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
		・ 供給力提供開始の証明
	調整機能（※3）の有無	調整機能「有」を選択した場合は、以下を提出 ・ 余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等） ※提出期限は別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照してください。  調整機能の有無にかかわらず、以下を提出 ・ 調整機能の詳細情報（様式4）※4 ※提出方法は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照してください。
	発電用の自家用電気工作物（余剰）の該当有無	該当する場合は、電力受給契約書及び以下のいずれか1点を提出 ・ 自家用電気工作物使用開始届出書 ・ 特定自家用電気工作物接続届出書
	FIT 認定 ID	参加登録の時点で FIT 認定を受けている場合は以下を提出 ・ 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）
	特定契約の終了年月（FIT 認定 ID 入力有のみ要）	（提出書類なし）
	発電 BG コード	（提出書類なし）
	需要 BG コード・計画提出者コード	（提出書類なし）
	相対契約上の計画変更締切時間	（提出書類なし）
	電源の起動時間	（提出書類なし）

※1：証憑書類としては、当該発電所を保有する事業者以外が示す書類（着工後の試運転期間中に実施される性能試験の結果報告書、建設時の契約書等）とします。

ただし、上記証憑書類の準備が困難な場合（タービン/ボイラーを別メーカーから購入している場合等）は、事前に資源エネルギー庁に相談し、設計効率の計算過程等の妥当性の確認を得ることとします。

※2：対象実需給年度が 2029 年度のメインオークションにて登録された石炭火力発電で、設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において 42%以上ではなかった電源が、実需給 2030 年度までに設備改造等により設計効率が新たに 42%以上

となることを申請する場合には、上記※1 同様に事前に資源エネルギー庁に相談し、設計効率の計算過程等の妥当性の確認を得ることとします。

※3：需給調整市場における商品の要件を満たす機能

※4：調整機能の詳細情報（様式4）は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照し、事業者ごとに本機関の専用アドレス（youryou\_chouseiryoku@occto.or.jp）へ提出してください。

（6）変動電源（単独）の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。

※提出書類は原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、新設電源において、登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により既設電源に求める書類が提出できない場合は、当該書類が準備できるまで提出期限を延長する場合があります。

なお、その場合においても書類の提出及び追加登録の期限（2030年1月末予定）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください（詳細については、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」をご参照ください）。

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 （基本情報）	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	電源等の名称	（既設電源の場合） ・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 のいずれか1点  （新設電源の場合） ・接続検討回答書 ・工事計画届出書 のいずれか1点
	受電地点特定番号	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表
	系統コード	（提出書類なし）
	エリア名	系統接続するエリアが複数存在する場合は以下を提出 ・常時系統エリアを確認できる書類
	同時最大受電電力	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 ・接続検討回答書

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・託送供給承諾のお知らせ</li> <li>・系統連系承諾書</li> </ul> のいずれか1点
電源等情報 (詳細情報)	号機単位の名称	(提出書類なし)
	号機単位の所有者	電源の所有者が事業者情報と異なる場合は、以下を提出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類（押印（電子サインでも可）が無いものは不可となります）</li> </ul>
	系統コード	(提出書類なし)
	電源種別の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業届出書</li> <li>・電気工作物変更届出書</li> <li>・自家用電気工作物使用開始届出書</li> <li>・特定自家用電気工作物接続届出書</li> </ul> のいずれか1点
	発電方式の区分	「電源種別の区分」と同一書類
	設備容量	「電源種別の区分」と同一書類
	運開年月	(既設電源の場合) 提出書類なし (新設電源の場合) 供給力提供開始した翌月末までに、以下の書類を提出 ※供給力提供開始の定義は容量確保契約約款参照 <ul style="list-style-type: none"> <li>・供給力提供開始の証明</li> </ul>
	FIT 認定 ID	参加登録の時点でFIT認定を受けている場合は以下を提出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）</li> </ul> ※洋上風力ゼロプレミアム案件の場合は、バランシングコスト相当分のFIT交付金の受領を放棄していることがわかる書類を提出
	特定契約終了年月	(提出書類なし)
	発電 BG コード	(提出書類なし)

(7) 変動電源（アグリゲート）の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。

リスト情報を登録する他、アグリゲートする小規模変動電源の情報を小規模変動電源リストの内訳情報として電源等情報（基本情報）及び電源等情報（詳細情報）を登録してください。なお、提出書類は2027年3月末日までに提出してください。

※提出書類は「第3章 募集概要 1. 募集スケジュール」に記載されている電源等情報の登録受付期間に提出していただく必要はありません。

※電源を所有している事業者と電源等情報を登録する事業者が異なる電源を、小規模変動電源リストに登録する場合は、電源等情報を登録する前に、当該電源所有事業者の合意を得てください。

※上記提出期限までに提出できない合理的な理由があると本機関が認めた場合は、期限を延長する場合があります。

なお、その場合においても書類の提出及び追加登録の期限（2030年1月末予定）までに電源等情報の追加登録が行われない場合、市場退出（全量退出）となる場合がありますので留意してください（詳細については、「容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編」をご参照ください。）。

(リスト情報)

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 (基本情報)	容量を提供する電源等の区分	(提出書類なし)
	小規模変動電源リストの名称	(提出書類なし)
	系統コード	(提出書類なし)
	エリア名	(提出書類なし)

(小規模変動電源リストの内訳情報)

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 (基本情報)	容量を提供する電源等の区分	(提出書類なし)
	電源等の名称	(既設電源の場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業届出書</li> <li>・電気工作物変更届出書</li> <li>・自家用電気工作物使用開始届出書</li> <li>・特定自家用電気工作物接続届出書</li> <li>・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内</li> <li>・低圧配電線への系統連系協議依頼表のいずれか1点</li> </ul> (新設電源の場合)

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・接続検討回答書</li> <li>・工事計画届出書</li> </ul> のいずれか1点
	受電地点特定番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表</li> <li>・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内</li> <li>・売電検針票「購入電力量のお知らせ」</li> </ul> のいずれか1点
	系統コード	(提出書類なし)
	エリア名	(提出書類なし)
	同時最大受電電力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表</li> <li>・接続検討回答書</li> <li>・託送供給承諾のお知らせ</li> <li>・系統連系承諾書</li> </ul> のいずれか1点
	所在地	(提出書類なし)
電源等情報 (詳細情報)	号機単位の名称	(提出書類なし)
	系統コード	(提出書類なし)
	電源種別の区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業届出書</li> <li>・電気工作物変更届出書</li> <li>・自家用電気工作物使用開始届出書</li> <li>・特定自家用電気工作物接続届出書</li> <li>・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内</li> <li>・低圧配電線への系統連系協議依頼表</li> </ul> のいずれか1点
	発電方式の区分	「電源種別の区分」と同一書類
	設備容量	「電源種別の区分」と同一書類
	運開年月	(提出書類なし)
	FIT 認定 ID	参加登録の時点でFIT認定を受けている場合は以下を提出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）</li> </ul>
	特定契約終了年月	(提出書類なし)

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
	発電 BG コード	（提出書類なし）

（８） 発動指令電源の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 （基本情報）	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	電源等リスト名	（提出書類なし）
	系統コード	（提出書類なし）
	エリア名	（提出書類なし）
	調整発動指令時の連絡先（電話番号、メールアドレス、住所、所属部署）	（提出書類なし）
	リソースの種類の確認	・発動指令電源のリソース種類確認書（様式5）※1 ※提出方法は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照してください。
	オンライン指令	実効性テストの実施前までに、以下のいずれか1点を提出（※2） ・属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果 ・電源 I' の契約書の写し

※1 発動指令電源のリソース種類確認書（様式5）は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照し、事業者ごとに本機関の専用アドレスへ提出してください。

※2 既に提出済の書類の内容に変更が無い場合は、再度提出する必要はありません。

（９） 提出書類については、本機関が登録項目の内容が確認できると判断した場合には、本要綱で指定する書類以外で代替可能な場合があります。また、本機関が必要と判断した場合は、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

（１０） 登録項目及び提出書類を確認し、不備がある場合は、その旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができません。なお、再申込みに際しては、不備があった項目のみ修正が可能です。不備がなければ参加登録申請者へ登録完了の旨を通知します。

（１１） 電源等情報の登録以降に提出される書類（例：小規模変動電源リストに係る提出書類）が期日を過ぎても提出されない場合は市場退出となる場合があります。

#### 4. 期待容量の登録

- (1) 電源等情報の登録が完了した参加登録申請者は、登録した電源等ごとに期待容量を登録することができます。なお、これまでのメインオークションに期待容量を登録した場合でも、2030年度向けの期待容量は新たに登録する必要がありますので、以下に従って登録してください。
- (2) 期待容量は以下のとおり算定し、登録してください。なお、供給計画に計上する見込みがある電源が登録可能です（電源等の所有者が発電事業者に該当しない場合等を除く。）。

容量を提供する電源等の区分	期待容量の算定方法
安定電源	期待容量等算定諸元一覧（様式2）の記載要領に基づき算定します。発電方式の区分や本要綱に記載がない事項については電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインを参照してください。
変動電源（単独）	同上
変動電源（アグリゲート）	同上
発動指令電源	実績及び将来的な計画を踏まえて算定します。

- (3) 期待容量はkW単位で登録してください。なお、変動電源（アグリゲート）は、アグリゲートの内訳として登録した小規模変動電源ごとの期待容量を合算した値が期待容量となります。
- (4) 1計量単位に複数の号機（ユニット）が存在する場合、電源等情報（基本情報）で登録した「容量を提供する電源等の区分」に該当する電源等の期待容量を登録してください。「容量を提供する電源等の区分」に該当しない電源等の期待容量を登録することはできません。
- (5) 1計量単位の中にFIT電源と非FIT電源が混在する場合、期待容量は、非FIT分の期待容量で算定します。
- (6) バイオマス混焼のFIT電源（石炭混焼を除く）の期待容量は、以下のとおり算定します。
- $$\text{バイオマス混焼のFIT電源の期待容量} = \text{設備全体の期待容量} - (\text{設備全体の期待容量} \times \text{認定に係るバイオマス比率})$$

(7) 一般送配電事業者が調達しているブラックスタート機能を有する安定電源で、発電方式の区分が「揚水（純揚水）※・蓄電池」の場合、期待容量の算定にあたっては、ブラックスタート機能に必要な電力量（kWh）の相当分を除いた値を入力してください。

※純揚水以外に、自流による貯水容量ではブラックスタート機能に必要な電力量（kWh）を確保できない揚水発電所を含みます。

(8) 期待容量の登録に係る提出書類は以下のとおりです。

容量を提供する電源等の区分	提出書類
安定電源	期待容量等算定諸元一覧（様式2）
変動電源（単独）	同上
変動電源（アグリゲート）	同上
発動指令電源	発動指令電源のビジネスプラン申請書（様式3）

(9) 以下に該当する場合で、期待容量の登録後に変更が生じた場合は、当該変更内容が判明した時点で速やかに提出書類を再提出していただきます。その場合は、再提出していただいた内容に基づき、期待容量の再審査を行い、本機関が認めた場合は期待容量の変更を行います。

- ・新設電源
- ・発電用の自家用電気工作物（余剰）
- ・設備更新に伴う増出力

(10) 期待容量及び提出書類を確認し、期待容量及び提出書類に不備がある場合は、その旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。不備が無ければ参加登録申請者に登録完了の旨を通知します。

(11) 本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

## 第5章 応札方法

- (1) 本オークションの応札は容量市場システムを通じて行います。具体的な登録手順等は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照してください。
- (2) 参加登録（事業者情報、電源等情報及び期待容量の登録）が完了した旨の通知を受けた事業者は、応札情報の登録ができます。応札の受付期間は、「第3章 募集概要 1. 募集スケジュール」を参照してください。なお、これまでのメインオークションに応札した場合でも、2030年度向けの応札は新たに登録する必要があります。
- (3) 応札情報として、応札容量（kW）及び応札価格（円/kW）（税抜き）を登録してください。なお、応札情報の登録完了をもって、容量確保契約の申込みを行ったものとみなし、本オークションの約定結果の公表日において、本機関との間で、公表内容に従った容量確保契約が成立するものとします。
- (4) 応札容量の最小値は1,000kWとし、応札容量の最大値はそれぞれの電源等情報に登録済の期待容量とします。なお、応札容量は1kW単位で登録できます。
- (5) 応札価格は1円単位で登録できます。なお、応札価格は税抜きで登録してください。
- (6) 期待容量を登録した電源等ごとに応札情報を登録してください。
- (7) 応札の受付期間終了後、期待容量等算定諸元一覧（様式2）に応札情報に関する必要事項を記載の上、本機関が指定する期限までに提出してください。  
※発動指令電源の場合は提出不要です。
- (8) 上記（7）で提出された期待容量等算定諸元一覧の記載内容に不備がある場合、本機関は事業者はその旨を通知します。通知を受けた事業者は速やかに記載内容を修正の上、期待容量等算定諸元一覧を再提出していただきます。本機関が指定する期限までに当該不備が解消されない場合は、応札が認められない場合があります。
- (9) 容量市場システムを通じた封印入札により実施します。（詳細は「第6章 落札電源及び約定価格の決定方法 2. 約定価格の決定方法」を参照）。
- (10) 応札の受付期間内であれば応札情報の変更・取消が可能です。

- (1 1) 応札の受付期間終了後は、応札情報の変更・取消はできません。
- (1 2) 本オークションに応札されなかった電源等（本オークションにおける期待容量の登録時点で供給力として確定していないものは除く。）は、原則として、2029 年度を実需給年度とする調達オークションに参加できません。上記によらず参加できる場合の条件については、追加オークション募集要綱にて公表します。
- (1 3) 容量市場において市場支配力を有する事業者（※1）が、事前に電力・ガス取引監視等委員会から確認を得た価格を超えて応札した場合、又は基準価格（※2）を超えて事前に確認を得ずに応札した場合は、特段の事情がない限り、電力・ガス取引監視等委員会によって、当該応札は取り消しの対象と判断されます。なお、電力・ガス取引監視等委員会が、応札電源の中から監視対象電源を選定（※3）し、その事実関係を確認した上で、取り消しの対象にあたりと判断した場合は、当該事実等が参加登録申請者及び本機関に通知され、本機関は当該通知をもって対象の応札を取り消します。
- ※1：500 万 kW 以上の発電規模を有する事業者とします。
- ※2：前年度のメインオークションにおける指標価格とします。
- ※3：500 万 kW 未満の発電規模の事業者であっても、前年度のメインオークションの結果等をもとに市場支配力を有する事業者と判断し、監視の対象とする場合もあります。

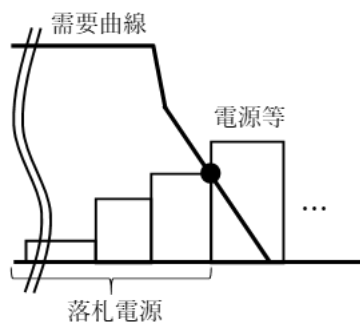
## 第6章 落札電源及び約定価格の決定方法

### 1. 落札電源の決定方法

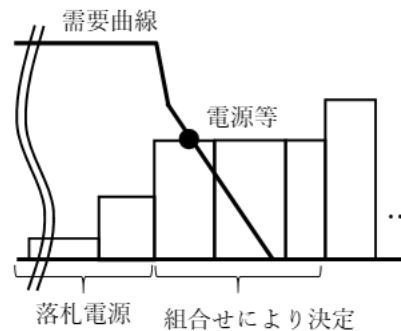
(1) 以下の手順にて落札電源を決定します。

- ア 全国の需要曲線（詳細は本章の「3. 需要曲線の概要」を参照）を作成し、応札価格が低い順に電源等を並べ、全国の供給曲線を作成します。
- イ 全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点から、落札電源を決定します。具体的には、需要曲線と交差する電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします（1 応札単位の電源等が部分約定されることはありません。）。ただし、①電源等の境界で交差する場合は、それらのうち最も低い応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。また、②同じ応札価格の電源等が複数存在し交差する場合は、交差する点を超えて落札する容量が最小となる組み合わせにより落札電源を決定します。それでもなお、最小となる組み合わせが複数存在する場合は、下記ウのシミュレーション結果により組み合わせを決定します（シミュレーション結果による最適な組み合わせが複数存在する場合、当該組み合わせの中からランダムに決定します。）。

①電源等の境界で交差する場合



②同じ価格の電源等が複数存在し交差する場合



なお、需要曲線と電源等が交差しない場合は、応札価格が最も高い電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。

- ウ 各エリアの調達量（※1）から、各エリアの停電の発生頻度、継続時間、発生範囲によって表現される電力供給の信頼性（以下「供給信頼度」という。）をシミュレーションにより確認します。需要曲線と供給曲線の交点における供給力をもとに設定した供給信頼度（以下「全国の供給信頼度」という。）に対して供給力が不足しているエリア（ブロック※2）がある場合には、当該エリア（ブロック）の市場が分断され、別途約定処理を行います（詳細は以下（2）を参照）。

※1 FIT 電源の期待容量（洋上風力ゼロプレミアム案件を含む。）、容量市場外で一定の蓋然性がある供給力として国の審議会で整理された控除量（以下「容量市場外

の見込み供給力控除量」という。)、長期脱炭素電源オークションの契約容量のうち実需給年度 2030 年度に制度適用となる契約容量及び本機関の業務規程第 33 条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源等の期待容量の合計（以下「FIT 電源等の期待容量等」という。）を含みます。ただし、石炭とバイオマスの混焼を行う FIT 電源は、当該発電設備を供給計画に計上していること（供給計画に関連した石炭混焼バイオマス発電設備の事業者報告で確認がなされたもの）を前提に、以下の場合、応札後に当該設備の FIT 及び非 FIT 分の供給力を期待容量として織り込みます。

- a FIT 制度の適用を想定して応札しなかった場合
- b 「1. 落札電源の決定方法」により、非落札電源となった場合（この場合、当該非落札電源を FIT 電源等の期待容量等へ織り込んだ上で、約定処理を行います。ただし、当該非落札電源の内、応札価格が当該エリア（ブロック）の最後に追加した電源等の応札価格を下回った電源については、最も高い応札価格の電源を FIT 電源等の期待容量等に織り込まずに約定処理を行います。なお、当該非落札電源が再度非落札となった場合は、本項目の対象外の電源とします。）

※2 市場が分断していない複数のエリアの総称

エ 発動指令電源についてはメインオークションにおける応札上限容量を定め別途公表いたします。

なお、発動指令電源の調整係数については応札の受付期間後に決定（※）し、応札容量に調整係数を乗じた容量にて約定処理を行います。また、応札容量に調整係数を乗じた容量が 1,000kW 未満となる場合は、当該電源等は非落札電源とします。

※ 発動指令電源の調整係数は、メインオークションの約定結果の公表に合わせて公表します。

発動指令電源の調整係数は、発動指令電源のメインオークションにおける応札容量より、以下の手順で応札の受付期間後に算定を行います。

- ① 全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点から発動指令電源の調整係数反映前の応札容量を確認します（※1、※2）。
- ② 各エリアの応札容量から発動指令電源の調整係数を算定します（※3）。

※1 発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける応札上限容量を超過し、かつ当該応札上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は、以下 a、b の順で同一価格の調整係数反映前の応札容量を確認します。

- a. エリア需要の 5% を超過していないエリアは全て対象とする。
- b. エリア需要の 5% を超過しているエリアは、エリア需要に対する超過率が等しくなるように当該エリアへ容量を分配する。

※2 発動指令電源の全国の応札容量が応札上限容量以下、かつ全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点に発動指令電源の同一価格の応札が複数ある場合は、その同一価格の応札すべてを含めます。

※3 調整係数を算定した後に、市場が分断され、追加・減少処理を行った場合においても調整係数の再算定は行いません。

発動指令電源の応札容量に調整係数を乗じた容量で約定処理を行い、発動指令電源の落札電源を決定します。

発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける応札上限容量を超過し、かつ当該応札上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は以下の手順で同一価格の応札の約定処理を行います。

- ① エリア需要の5%を超過していないエリアは全て落札電源とします
- ② エリア需要の5%を超過しているエリアは、超過率が等しくなるように当該エリアへ落札可能な容量を分配します。
- ③ 当該エリア内の落札、非落札は実効性達成率の高い順に落札電源とします。なお、実効性達成率<sup>※1</sup>は以下の式で算定します。

・ 対象実需給年度 2027 年向けメインオークションにおいて発動指令電源で落札した事業者の実効性達成率 (%)

$$= \Sigma (\text{当該事業者の対象実需給年度 2027 年向け実効性テスト後の期待容量})^{※2} \div \Sigma (\text{当該事業者の対象実需給年度 2027 年向けメインオークション契約時点のアセスメント対象容量})^{※3} \times 100$$

・ 対象実需給年度 2027 年向けメインオークションにおいて発動指令電源で落札していない事業者の実効性達成率 (%)

$$= \Sigma (\text{全事業者の対象実需給年度 2027 年向け実効性テスト後の期待容量})^{※2※4} \div \Sigma (\text{全事業者の対象実需給年度 2027 年向けメインオークション契約時点のアセスメント対象容量})^{※3※4} \times 100$$

※1 エリアごとではなく、全エリアの電源にて実効性達成率 (%) を算定します。小数点第 11 位を四捨五入します。また対象実需給年度 2027 年向けメインオークションにおいて発動指令電源で落札した電源のみで算定します。

※2 実効性テスト後の期待容量がメインオークション契約時点のアセスメント対象容量を超える場合は、メインオークション契約時点のアセスメント対象容量とします。

※3 アセスメント対象容量は調整係数反映前の容量とします。

※4 対象実需給年度 2027 年向けメインオークションにおいて発動指令電源で落札した全事業者

④ ③において同一条件の札がある場合の約定、未約定はランダムに決定します。

(2) 市場が分断される場合の落札電源等の決定方法は以下のとおりとします。

ア 全国の供給信頼度に対して供給力が不足するエリア(ブロック)は、そのエリア(ブロック)の落札しなかった電源等のうち、応札価格が低い電源等から順に、不足するエリア(ブロック)の供給信頼度が全国の供給信頼度を満たすまで追加します。ただし、追加する電源が同一価格で複数存在する場合、供給信頼度のシミュレーション結果による最適な組み合わせから落札電源を決定します(シミュレーション結果による最適な組み合わせが複数存在する場合、当該組み合わせの中からランダムに決定します。)

全国の供給信頼度を満たした時点で、最後に追加された電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。なお、上記手順において、追加できる全ての電源等を追加しても全国の供給信頼度を満たせない場合は、最後に追加された電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。

イ 全国の供給信頼度に対して供給力が充足するエリア(ブロック)は、そのエリア(ブロック)の落札された電源等のうち、応札価格が高い電源等から順に、全国の供給信頼度を満たす範囲内で減じていきます(ただし、上記アの追加できる全ての電源等を追加しても全国の供給信頼度を満たせないエリアを除く。)。減じた電源が上記アで追加した電源等の相当量となった時点で残った電源のうち、応札価格が最も高い電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。

ウ イにより発動指令電源を減じた後に、発動指令電源の応札上限容量を超えて非落札となっている電源等は、応札上限容量の範囲内で約定処理として合理的に追加が可能であるか確認が行われます。

## 2. 約定価格の決定方法

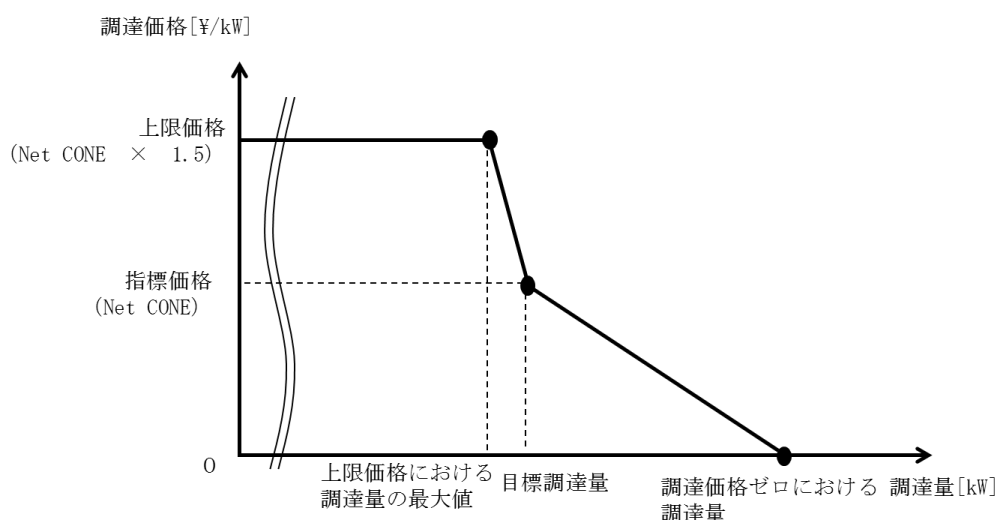
(1) 原則として、落札電源のうち最も高い応札価格を約定価格とし(第1価格決定方式)、当該応札価格が単一の約定価格となるシングルプライス方式で決定されます。ただし、落札電源のうち最も高い応札価格が指標価格を超える場合、指標価格以下の応札価格の電源等は指標価格が約定価格となります。

(2) 市場が分断される場合、エリア(ブロック)によって約定価格が異なります。電源等を追加したエリア(ブロック)においては、追加した落札電源のうち最も高い応札価格が当該エリアの約定価格(「エリアプライス」という。)となります。電源等を減じたエリア(ブロック)においては、残った落札電源のうち最も高い応札価格がエリアプライスとなります。ただし、エリアプライスが指標価格を超える場合、指標価格以下の応札価格の電源等は指標価格が約定価格となります。

- (3) 需要曲線と供給曲線が交差しない場合、落札電源のうち最も高い応札価格を約定価格とします。ただし、落札電源のうち最も高い応札価格が指標価格を超える場合、指標価格以下の応札価格の電源等は指標価格が約定価格となります。

### 3. 需要曲線の概要

- (1) 需要曲線は以下の考え方にに基づき設定されます。
- ア 応札価格による価格変動幅を小さくできる傾斜型の需要曲線を採用し、上限価格を設定します。
  - イ 調達価格を抑えること、安価であっても過剰に調達しないことを目的とするため下に凸型とし、目標調達量を下回ると急峻に立ち上がる形状とします。
  - ウ 需要曲線の具体的な形状は、以下のとおりです。



- (2) 本機関は、実需給年度が 2030 年度のメインオークションにおける指標価格、目標調達量等を、業務規程 32 条の 13 の規定に基づく、実需給年度が 2030 年度のメインオークション需要曲線の公表にあわせて、公表いたします。具体的な、指標価格、目標調達量等の公表時期は「第 3 章 募集概要 1. 募集スケジュール」を参照してください。
- (3) 約定処理においては、FIT 電源等の期待容量等を供給力に加算します。具体的な数値の公表時期は上記 (2) と同様となります。ただし、石炭とバイオマスの混焼を行う FIT 電源は、当該発電設備を供給計画に計上していること（供給計画に関連した石炭混焼バイオマス発電設備の事業者報告で確認がなされたもの）を前提に、以

下の場合、応札後に当該設備の FIT 及び非 FIT 分の供給力を FIT 電源等の期待容量等に織り込みます。

- a. FIT 制度の適用を想定して応札しなかった場合
- b. 「1. 落札電源の決定方法」により、非落札電源となった場合（この場合、当該非落札電源を FIT 電源等の期待容量等へ織り込んだ上で、約定処理を行います。ただし、当該非落札電源の内、応札価格が当該エリア（ブロック）の最後に追加した電源等の応札価格を下回った電源については、最も高い応札価格の電源を FIT 電源等の期待容量等に織り込まずに約定処理を行います。なお、当該非落札電源が再度非落札となった場合は、本項目の対象外の電源とします。）

#### **4. 約定結果の公表**

本オークションの約定結果が判明した後、本機関は以下の情報を公表します。公表時期は、「第3章 募集概要 1. 募集スケジュール」を参照してください。

- ・ エリアごとの約定総容量、約定価格及び約定総額（マルチプライスでの約定分を除く。）
  - ・ エリアごとのマルチプライスでの約定総容量及び約定総額
  - ・ 落札電源ごとの、当該電源の容量提供事業者名、電源 ID（応札単位の附番※）、落札容量
- ※応札した電源等に対して、容量オークションごとに設定

#### **5. 落札後の手続き等**

- (1) 落札後は「第3章 募集概要 2. 落札後のスケジュール（予定）」に基づき、容量確保契約書を締結していただきます。  
※応札情報の登録をもって容量確保契約の申込みをしたものとして扱います。また、容量確保契約の効力発生日は約定結果の公表日とします。
- (2) 落札後、容量確保契約において必要な情報を提出しない、各契約書面の締結を行わない等、市場運営に支障をきたす行為を行った場合は、一定期間の容量オークションへの参加制限等の参入ペナルティが科される場合があります。
- (3) 落札した電源等は、原則として供給計画に計上していただきます。ただし、落札した電源等の所有者が発電事業者に該当しない場合等は供給計画への計上は不要です。
- (4) プロジェクトファイナンス等により建設された電源について、容量確保契約を対象とした担保設定等に対する承諾が必要な場合には、本機関指定の様式（ひな型）を用いることを原則として、協議させていただきます。

## **6. 容量確保契約の結果の公表**

容量確保契約書の締結期間終了後、本機関は以下の情報を公表します。公表時期は「第3章 募集概要 2. 落札後のスケジュール（予定）」を参照してください。

- ・ エリアごとの契約締結総容量、約定価格及び契約締結総額（マルチプライスでの約定分を除く。）
- ・ エリアごとのマルチプライスでの契約締結総容量及び契約締結総額

## 第7章 契約条件

### 1. 容量確保契約金額

容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額をいい、落札された電源等ごとに算定します。契約単価（円/kW）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」という。）（kW）を乗じて得た金額を基準として、以下の計算式で算定します。

$$\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額（円）} \\ & = \text{契約単価}^{\ast 1} \times \text{契約容量}^{\ast 2} \end{aligned}$$

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション約定結果（部分リリース）に基づく変更後の契約容量に対応する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします。

※2：発動指令電源の契約容量は、応札容量に調整係数を乗じた容量（1kW 未満の端数は切り捨て）とします。

なお、容量確保契約金額を12で除して円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

上記にかかわらず、契約電源の電源等の区分が安定電源若しくは変動電源（単独）で、かつ供給力提供開始予定が対象実需給年度の4月以降となる場合、容量確保契約金額を供給力提供開始予定以降の月数で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

また、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時又は設備改造時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という。）の場合、容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%<sup>※</sup>を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

※ 1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を 0%として 1 計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。また、発電設備容量に対して契約容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する契約容量の比率で補正いたします。

## 2. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置（削除）

### 3. 市場退出

- (1) 実需給年度の開始前に契約容量が減少する場合（市場退出する場合）、当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます。

※市場退出後の契約容量が 1,000kW を下回った場合は、全量が市場退出したものととして扱われます。

#### ア 市場退出時の経済的ペナルティの算定方法

- (ア) 容量確保契約の効力発生日から、「容量確保契約の変更又は解約の確認」（「第 3 章 募集概要 2. 落札後のスケジュール（予定）」を参照）を行う期間が終了する日までに市場退出する場合は、以下の計算式で経済的ペナルティを算定します。

容量確保契約金額（円） × 5% × 退出容量（kW） ÷ 契約容量（kW）

※円未満の端数は切り捨てます。

- (イ) 上記（ア）の容量確保契約の変更又は解約の確認期間が終了する日の翌日以降に市場退出する場合は、以下の計算式で経済的ペナルティを算定します。

容量確保契約金額（円） × 10% × 退出容量（kW） ÷ 契約容量（kW）

※円未満の端数は切り捨てます。

#### イ 市場退出時の経済的ペナルティの調整

- (ア) 追加オークション終了後、本オークション及び追加オークションの実施有無並びに結果に応じて、上記ア（ア）に定める市場退出時の経済的ペナルティを支払った容量提供事業者に対し、一部又は全額の返金を行うことにより、市場退出時の経済的ペナルティの調整が行われます。

- (イ) 以下の場合に、市場退出時の経済的ペナルティの調整が行われます。

- a 各エリアにおいて、調達オークションが実施されなかった場合、全額を返金します。
- b 各エリアにおいて、調達オークションが実施され、かつ調達オークションの当該エリアの約定価格が、本オークションの当該エリアの約定価格以下となる場合、全額を返金します。

- c 各エリアにおいて、調達オークションが実施され、かつ調達オークションの当該エリアの約定価格から、本オークションの当該エリアの約定価格を差し引いた額が、本オークションの当該エリアの約定価格に5%を乗じた額を下回る場合、既に支払っていただいた経済的ペナルティの額から、本オークションと調達オークションの当該エリアの約定価格の差額に、退出容量を乗じた額を差し引いた額を返金します。
- (2) 実需給期間中に契約容量が減少する場合（市場退出する場合）、当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます。
- ※市場退出後の契約容量が1,000kWを下回った場合は、全量が市場退出したものととして扱われます。
- ア 容量提供事業者が市場退出する場合、当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます。
  - イ 市場退出時の経済的ペナルティ算定方法
- 経済的ペナルティは以下のとおり算定します。
- $$\text{容量確保契約金額 (円)} \times 10\% \times \text{退出容量 (kW)} \div \text{契約容量 (kW)}$$
- ※円未満の端数は切り捨てます。
- (3) 本機関は、算定した経済的ペナルティを容量提供事業者に通知します。通知された経済的ペナルティに対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。容量提供事業者から異議の申し出があった場合、本機関はその内容を確認し、容量提供事業者に対して経済的ペナルティの変更の有無を通知します。経済的ペナルティが変更される場合は、変更後の経済的ペナルティも合わせて通知します。容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、当該容量提供事業者に対し、一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げ等の参入ペナルティが科されることがあります。
- (4) 既設の火力電源が、脱炭素化のための改修を前提とせず本オークションにおいて落札した後に、脱炭素化のための改修を目的として長期脱炭素電源オークションで落札し、本オークションの実需給年度と長期脱炭素電源オークションの制度適用期間が重複する場合は、長期脱炭素電源オークションの契約容量は本オークションから市場退出となります。その場合、市場退出時の経済的ペナルティは適用対象外とします。

## 4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

### 4-1 実需給期間前

#### (1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下に定める実需給期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

#### ア 電源等の区分が安定電源の場合

##### 容量停止計画の調整

実需給年度の2年度前に、本機関又は属地一般送配電事業者が実施する電源等の維持・運営に必要な作業及びその他要因に伴い電源等が停止又は出力低下する計画等（以下「容量停止計画」という。）の調整業務において、自らの容量停止計画の調整に応じること

※対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合（「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る。）、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

##### 契約の締結

安定電源のうち、調整機能を有するものについて、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結していること

余力活用に関する契約は、アセスメント対象容量以上の契約容量とし、上げ調整力及び下げ調整力の両方を供出するものであること

なお、運転継続時間が存在する場合、応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間以上とすること

※当該電源が余力活用に関する契約の対象と確認できることを条件に、バランシンググループの形態等により、属地一般送配電事業者との余力活用に関する契約の締結者が、当該電源の容量提供事業者と異なることも可能とします。

#### イ 電源等の区分が変動電源の場合

##### 容量停止計画の調整

実需給年度の2年度前に、本機関又は属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、自らの容量停止計画の調整に応じること

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします。

※対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合（「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発

電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る。)、及び、流通設備作業等に  
伴い出力停止等する場合(高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。)、並びに、地元  
自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

実効性テスト結果等

実需給年度の2年度前の夏季(7~9月)又は冬季(12~2月)に実効性テストを受  
け、メインオークションにおける応札容量(発動指令電源の調整係数反映前の値)  
以上となる実効性テストの結果又はこれに準ずるもの(※)を本機関に提出するこ  
と

※ 以下のいずれにも該当する場合、実効性テスト以外の発動実績結果を本機関に  
提出することにより実効性テストを省略することができ、当該発動実績結果を  
準ずるものとして扱います。

- a 実需給年度の2年度前に実効性テスト以外の発動実績(属地一般送配電  
事業者が発動を指令した実績に限る。)が存在する場合  
ただし、契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実  
績である必要があります。
- b 確定する電源等リストの期待容量が、当該リソースの実効性テスト以外  
の発動実績の合計(属地一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る。)  
以内の場合
- c 本機関が合理的と判断した場合

なお、発動指令電源提供者は、本機関が指定する受付期間内に、電源等リストを提  
出してください。電源等リストに記載する項目は以下のとおりです。

※電源等リスト内のリソースを所有している事業者又は需要家と、電源等リス  
トに登録する事業者が異なる場合は、電源等リストに登録する前までに当該電源  
所有者の合意を得てください。

※安定電源においては、アセスメント対象容量まで供給力を提供してもなお、需  
給ひっ迫時に当該容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合  
は、1計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1リソースとしても電  
源等リストに登録可能です。一方で、安定電源での応札分が非落札となった場  
合、発動指令電源の1リソースとして電源等リストに登録することはできませ  
ん。

※低圧需要家で需要抑制を行う場合で、需要抑制を行う地点での逆潮流も合わせ  
て活用する場合は、下記bに定める項目も記載してください。

- a 電源等リストの具体的な登録項目及び提出書類(電源の場合)

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 （基本情報）	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	電源等の名称	（既設電源の場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業届出書</li> <li>・電気工作物変更届出書</li> <li>・自家用電気工作物使用開始届出書</li> <li>・特定自家用電気工作物接続届出書</li> <li>・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内</li> <li>・低圧配電線への系統連系協議依頼表のいずれか1点</li> </ul> （新設電源の場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>・接続検討回答書</li> <li>・工事計画届出書</li> <li>・低圧配電線への系統連系協議依頼表のいずれか1点</li> </ul>
	受電地点特定番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表</li> <li>・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内</li> <li>・売電検針票「購入電力量のお知らせ」</li> </ul> のいずれか1点
	系統コード	（提出書類なし）
	エリア名	（提出書類なし）
	所在地	（提出書類なし）
	期待容量	（提出書類なし）
	電源等情報 （詳細情報）	号機単位の名称
系統コード		（提出書類なし）
電源種別の区分		<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電事業届出書</li> <li>・電気工作物変更届出書</li> <li>・自家用電気工作物使用開始届出書</li> <li>・特定自家用電気工作物接続届出書</li> <li>・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内</li> <li>・低圧配電線への系統連系協議依頼表</li> </ul>

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
		・工事計画届出書のいずれか1点（※）
	発電方式の区分	「電源種別の区分」と同一書類
	設備容量	「電源種別の区分」と同一書類
	運開年月	（提出書類なし）
	FIT 認定 ID	参加登録の時点で FIT 認定を受けている場合は以下を提出 ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）
	特定契約終了年月	（提出書類なし）

※供給力の制御にあたって蓄電設備等を活用する場合は、供給力の制御の具体的な方法及び活用する設備の性能（蓄電容量、出力等）が確認できる資料を必要に応じて提出していただきます。

b 電源等リストの具体的な登録項目及び提出書類（需要家の場合）

	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 （基本情報）	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	エリア名	（提出書類なし）
	所在地	（提出書類なし）
	期待容量	（提出書類なし）
	需要家名	・需要家との合意書等
	供給地点特定番号	・検針票 等

また、発動指令電源提供者は、オンライン機能（簡易指令システム又は専用線オンライン）を具備する必要があります。なお、新規でオンライン機能の具備のために必要な装置等を設置する場合は、設置に必要な工期も踏まえた上で、属地一般送配電事業者に申込みの手続きを行ってください。

実効性テストでは、属地一般送配電事業者からの発動指令に基づき3時間継続して供給力を提供していただきます。なお、属地一般送配電事業者からの発動指令は、供給力の提供を開始する時刻の3時間前までに実施されます。

※発動指令の設定時間は9時から20時まで（土曜日、日曜日、及び祝日を除く。）とします。容量確保契約約款に定める「休日」が対象外ではありませんのでご注意ください。

## (2) アセスメント

容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績及び本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行い、その結果を容量提供事業者に通知します。容量提供事業者は、通知されたアセスメント結果に対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

容量提供事業者から異議の申し出があった場合、申し出の内容を確認し、容量提供事業者のアセスメント結果の変更の有無及びアセスメント結果を変更した場合は変更内容を通知します。

### ア 電源等の区分が安定電源の場合

#### 容量停止計画の調整

本機関は、容量停止計画の調整を以下の手順で実施し、契約電源が調整不調電源となっていないかを確認します

- (ア) 本機関は実需給年度の2年度前に容量停止計画を取りまとめます。
- (イ) 容量停止計画の調整が必要な場合、本機関又は属地一般送配電事業者は、調整が必要な時期に容量停止計画を予定している安定電源提供者に時期の調整を依頼します。
- (ウ) 容量停止計画の調整業務を実施した結果、供給信頼度確保に影響を与える場合(※)、及び追加設備量を利用する場合(※)に、容量停止計画を調整することに応じられなかった電源を調整不調電源とします。

※基準については別途公表します。

#### 契約の締結

属地一般送配電事業者と締結した余力活用に関する契約を締結したことを証する書類の写しを提出していただきます。

### イ 電源等の区分が変動電源の場合

#### 容量停止計画の調整

本機関は、容量停止計画の調整を以下の手順で実施し、契約電源が調整不調電源となっていないかを確認します。

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします。

- (ア) 本機関は実需給年度の2年度前に容量停止計画を取りまとめます。

- (イ) 容量停止計画の調整が必要な場合、本機関又は属地一般送配電事業者は、調整が必要な時期に容量停止計画を予定している安定電源提供者に時期の調整を依頼します。
- (ウ) 容量停止計画の調整業務を実施した結果、供給信頼度確保に影響を与える場合（※）、及び追加設備量を利用する場合（※）に、容量停止計画を調整することに応じられなかった電源を調整不調電源とします。  
※基準については別途公表します。

#### ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

##### 実効性テスト結果等

実効性テストの結果等を本機関に提出したか確認します。

なお、実効性テストの評価は、容量確保契約約款第 18 条第 1 項 3 号に示す実需給期間中のアセスメントと同じ方法によりコマごとのリクワイアメント未達成量を算定し、そのコマごとのリクワイアメント未達成量の合計を 3 で除した値を実効性テスト未達成量とします。また、実効性テストの結果に準ずる他の発動実績を利用する場合も同様に算定するものとします。

- (ア) 本機関は、提出された情報を基に、コマごとにアセスメントを実施します。なお、本機関は、必要に応じて、提出された情報について発動指令電源提供者に確認する場合があります。
- (イ) 発動指令電源提供者は、夏季及び冬季それぞれ 1 回に限り、実効性テストの再実施を受けることができます。なお、実効性テストの結果の提出にあたっては、初回及び再実施いずれかの結果を、発動指令電源提供者が選択の上、本機関に提出いただきます。
- (ウ) 属地一般送配電事業者からの発動指令に基づき、2 日連続で実効性テストを実施した場合は、1 日目、2 日目又は 2 日間の平均値のいずれかの実効性テストの結果を、発動指令電源提供者が選択の上、本機関に提出いただきます。  
※ 3 日以上連続する実効性テストは実施しません。
- (エ) 本機関は、発動指令電源提供者が提出した実効性テストの結果又は実効性テスト以外の発動実績の内容について、発動指令電源提供者に確認する場合があります。本機関の確認の結果、発動実績の妥当性が確認できない場合は、本機関が算定した発動実績をアセスメント結果とする場合があります。
- (オ) 実効性テストの結果又は実効性テスト以外の発動実績（属地一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る。）が、参加登録時に登録した期待容量より大きい場合、参加登録時に登録した期待容量を実効性テストの結果に応じた期待容量まで増加することが可能です。ただし、全ての実効性テストの結果又は実効性テスト以外の発動実績を合計した値が、別途定められる発動指令電源のメイン

オークションにおける応札上限容量を超過する場合は、この限りではありません。

### (3) ペナルティ

本機関は、前項の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。なお、調整不調電源に科される経済的ペナルティは対象実需給年度前に算定し、各月の容量確保契約金額の支払・請求の初月の算定時に反映します。

本機関は、算定した経済的ペナルティを容量提供事業者に通知します。通知された経済的ペナルティに対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

容量提供事業者から異議の申し出があった場合、本機関はその内容を確認し、容量提供事業者が経済的ペナルティの変更の有無を通知します。経済的ペナルティが変更される場合は、変更後の経済的ペナルティも合わせて通知します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、当該容量提供事業者に対し、一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げ等の参入ペナルティが科されることがあります。

#### ア 電源等の区分が安定電源及び変動電源の場合

##### 調整不調電源に科される経済的ペナルティ

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して以下の経済的ペナルティを科します。ただし、本機関が容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と判断する場合や、送配電設備の停止等により属地一般送配電事業者と容量停止計画の調整を実施した場合は、経済的ペナルティの対象外とする場合があります。

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、下記2)で算定される額を1.5倍した経済的ペナルティを科す場合があります。

また、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします。

$$\text{経済的ペナルティ}^{\ast 1} = \text{契約単価}^{\ast 2} \times \text{契約容量}^{\ast 3} \times \text{減額率 (A)} \\ \times \text{調整不調日数 (B)}$$

$$\text{(A) 減額率} = \text{追加設備量}^{\ast 4} \text{を利用する場合の減額率 (A-①)} \\ + \text{供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率 (A-②)}$$

$$\text{(A-①) 追加設備量を利用する場合の減額率} \\ = 0.3\%/\text{日} \times (\text{追加設備量を利用する容量} \div \text{追加設備量}) \\ \times (\text{追加設備量を利用する容量} \div \text{停止対象容量})$$

$$\text{(A-②) 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率}$$

$$= 0.6\%/日 \times (\text{供給信頼度確保に影響を与える容量} \div \text{停止対象容量})$$

$$(B) \text{ 調整不調日数} = \text{出力可能容量に関する補正率 (B-①)} \times 1 \text{ヶ月の日数}$$

$$(B-①) \text{ 出力可能容量に関する補正率}$$

$$= (1 - \text{出力可能容量} \div \text{応札単位のアセスメント対象容量})$$

※1：調整不調電源に科される経済的ペナルティは円未満を切り捨て

※2：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したものとします。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします。

※3：実需給が始まるタイミングの契約容量で計算します。ただし、契約容量がメインオークション落札時の契約容量を上回る場合は、メインオークション落札時の契約容量で計算します。

※4：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

#### 契約の締結

調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しない、又は実需給期間において当該契約を解約した場合、当該契約電源の契約容量の全てを市場退出とし、以下の計算式で経済的ペナルティを科します。なお、やむを得ない事由があると本機関が認めた場合、当該電源等情報の調整機能を無に変更した上で、経済的ペナルティを科さない場合があります。

$$\text{経済的ペナルティ(円)} = \text{容量確保契約金額} \times 10\%$$

（「本章3. 市場退出」に記載の市場退出時の経済的ペナルティが、別途科されることはありません。）

#### イ 電源等の区分が発動指令電源の場合

##### 実効性テスト結果等

実効性テスト結果等の状況により、以下のように扱います。

- 1) 実効性テスト結果等を提出しない場合、又はメインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）から実効性テストの未達成量を差し引いた容量に発動指令電源の調整係数を反映した値が 1,000kW 未満の場合  
契約容量の全てを市場退出とし、市場退出時の経済的ペナルティを科します。
- 2) 実効性テスト結果等がメインオークションにおける応札容量（発動指令電源の調整係数反映前の値）に満たない場合

実効性テスト未達成量に相当する、契約容量の一部を市場退出とし、市場退出時の経済的ペナルティを科します。

#### 4-2 実需給期間中

##### (1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

##### ア 電源等の区分が安定電源の場合

##### (ア) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、容量停止計画を提出する場合は、以下の控除コマ数を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。

契約電源の供給力提供開始実績<sup>\*</sup>が対象実需給年度の4月以前・・・ 8,640 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月・・・ 7,929 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月・・・ 7,196 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月・・・ 6,485 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月・・・ 5,752 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月・・・ 5,018 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月・・・ 4,308 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月・・・ 3,574 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月・・・ 2,864 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月・・・ 2,130 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月・・・ 1,396 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月・・・ 733 コマ

##### ※容量確保契約約款別添参照

対象となる容量停止計画は、電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合です。

##### (イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札

実需給年度において、容量停止計画<sup>\*1</sup>が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない発電余力を卸電力取引所等に売り入札すること<sup>\*2</sup>

※1：出力抑制に伴う停止計画は除きます。

※2：揚水及び蓄電池、長期エネルギー貯蔵システムの場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に売り入札する量を減少できるものとします。

- 1) 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に売り入札可能な市場が存在しない場合
- 2) 事業者の責によらない燃料制約又は充電制約がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価によって広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という。）は除く。）
- 3) 非効率石炭火力電源について、実需給期間中に年間設備利用率の範囲内を見込むにあたり、供給計画・発電販売計画等の事前の運転計画に沿っている場合（ただし、低予備率アセスメント対象コマは除く。）
- 4) 前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む。）からの起動が不経済となる場合
- 5) 提供できる供給力の最大値が、アセスメント対象容量未満の場合
- 6) その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

(ウ) 電気の供給指示への対応

実需給年度の容量停止計画を提出していないコマにおいて、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること

ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

- 1) 属地一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合
- 2) 属地一般送配電事業者と専用線オンラインで接続され、かつ、直接的に出力の制御が可能な場合
- 3) その他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

(エ) 稼働抑制

非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率を50%以下とした上で、アセスメント対象容量以上の供給力を提供すること

イ 電源等の区分が変動電源の場合

(ア) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、容量停止計画を提出する場合は、以下の控除コマ数を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の4月以前・・・8,640 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月・・・7,929 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月・・・7,196 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月・・・6,485 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月・・・5,752 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月・・・5,018 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月・・・4,308 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月・・・3,574 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月・・・2,864 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月・・・2,130 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月・・・1,396 コマ

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月・・・733 コマ

対象となる容量停止計画は、電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合です。

自然影響（日没、無風、渇水等）により、契約電源の出力が低下又は停止する場合については、容量停止計画の提出は不要です。

変動電源（アグリゲート）の場合は、日単位の発電実績（48 コマ）の最大値が、アセスメント対象容量以上となっていることを確認します。

## ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

### （ア）発動指令への対応

実需給年度において、属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応した結果、創出された供給力を、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への売り入札を通じて、適切に提供すること

ただし、属地一般送電事業者による発動指令の概要は以下のとおりとします。

1) 年間発動回数 = 12回（1日の上限は1回）

2) 発動指令 = 応動の3時間以上前

3) 継続時間 = 3時間（土曜日、日曜日、及び祝日を除く9時～20時の間）

※上記リクワイアメントに関わらず、属地一般送配電事業者が発動指令を行い供給力の提供を依頼する場合があります（経済的ペナルティの対象外）。

※属地一般送配電事業者から発動指令が発令された場合は、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や卸電力取引所等への売り入札を通じて適切に供給力を提供することとします。

※発動指令電源提供者は、卸電力取引所等で約定しなかった場合に備えて属地一般送配電事業者と精算に関する契約を締結するものとします。

## (2) アセスメント

容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績及び本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行い、その結果を容量提供事業者に通知します。容量提供事業者は、通知されたアセスメント結果に対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

容量提供事業者から異議の申し出があった場合、申し出の内容を確認し、容量提供事業者のアセスメント結果の変更の有無及びアセスメント結果を変更した場合は変更内容を通知します。

### ア 電源等の区分が安定電源の場合

#### (ア) 供給力の維持

- (1) 本機関は、提出された情報を基に、30分単位（以下「コマ」という。）でアセスメントを実施します。なお、本機関は、必要に応じて、提出された情報の内容について安定電源提供者に確認することがあります。
- (2) 容量停止計画が提出されているコマにおいて、電源が提供できる供給力の最大値が、アセスメントの対象となる容量（以下「アセスメント対象容量」という。）を下回る場合、当該コマをリクワイアメント未達成コマとします。ただし、アセスメント対象容量の一部を供給力として提供できる場合、不足分の容量に応じてリクワイアメント未達成コマを算定します。
- (3) アセスメント対象容量については、発電方式の区分が揚水（純揚水）又は蓄電池、長期エネルギー貯蔵システムの場合は各月の管理容量、揚水（純揚水）又は蓄電池、長期エネルギー貯蔵システム以外の場合は提供する各月の供給力とします。
- (4) 容量停止計画が、以下のいずれにも該当しない場合、又は提出された容量停止計画が属地一般送配電事業者の承認（調整対象外作業停止計画を含む。）した作業停止計画と整合が取れていない場合は、上記（2）で算定したリクワイアメント未達成コマに5を乗じます。

- a 実需給月の前月末までに、容量停止計画が提出されている場合
- b 週間断面の需給バランス評価に用いる週間計画の提出期限（火曜日 17 時）までに、容量停止計画が提出されている場合（ただし、平常時に限る。）
- c 容量停止計画の期間が、休日又は夜間（22 時～8 時）の場合（ただし、平常時に限る。）

<需給状況に応じたリクワイアメント未達成コマの算定方法>

提出時期 需給状況	毎月下旬	毎週火曜日 17 時	毎週火曜日 17 時以降	
			休日、夜間	休日、夜間以外
平常時	未達成コマ数×1	未達成コマ数×1	未達成コマ数×1	未達成コマ数×5
広域予備率が低下した時（低予備率アセスメント対象コマ）	未達成コマ数×1	未達成コマ数×5	未達成コマ数×5	未達成コマ数×5

- (5) 容量停止計画が毎週火曜 17 時までに提出されている場合については、以降に容量停止計画の変更が生じたとしても、本機関が合理的と判断した場合、リクワイアメント未達成コマ数に 1 を乗じます。
- (6) 上記 (2) から (5) により求めた値の合計を年間停止コマ相当数とします。

(イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札

容量停止計画<sup>※1</sup>が提出されていない時間帯に、小売電気事業者等が活用しない発電余力を全て卸電力取引所等に売り入札<sup>※2</sup>しているか確認します。

※1：出力抑制に伴う停止計画は除きます。

※2：揚水及び蓄電池、長期エネルギー貯蔵システムの場合、1 日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること

- (1) 本機関は、提出された情報をもとに、コマごとにアセスメントを実施します。なお、本機関は必要に応じて、提出された情報の内容について安定電源提供者に確認することがあります。
- (2) 本機関は、「本章 4-2 実需給期間中 (1) リクワイアメント ア (イ)」に該当しない場合、小売電気事業者等が活用しない発電余力から卸電力取引所等に売り入札した容量等を控除した容量をリクワイアメント未達成量と

します。なお、小売電気事業者等が活用しない発電余力については、アセスメント対象容量を上限に算定します。

- (3) 前日以降の需給バランス評価において低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合において、バランス停止している電源が起動し、低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された期間に供給力を提供できない場合、本機関は、安定電源提供者にその理由を問合せることがあります。

#### (ウ) 電気の供給指示への対応

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断され、かつ、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示があった場合に、対応状況を確認します。なお、本機関は必要に応じて、提出された情報の内容について安定電源提供者に確認することがあります。アセスメント対象容量※1 から発電用調整受電電力量を差し引いた値が正となる場合、原則として、この値をリクワイアメント未達成量と判断します。

※1：出力抑制に伴う容量停止計画が提出されている時間帯は提供できる供給力の最大値とします。

- (1) 「本章4-2 実需給期間中(1)リクワイアメント ア(ウ)」のいずれかに該当する場合はアセスメント対象外とします。
- (2) アセスメント対象容量については、発電方式の区分が揚水(純揚水)又は蓄電池、長期エネルギー貯蔵システムの場合は各月の管理容量、揚水(純揚水)又は蓄電池、長期エネルギー貯蔵システム以外の場合は提供する各月の供給力とします。

#### (エ) 稼働抑制

非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えていないか確認します。なお、本機関は必要に応じて、提出された情報の内容について安定電源提供者に確認することがあります。

$$\begin{aligned} \cdot \text{年間設備利用率}^{\ast 1} = & \\ & \{ \text{計量値 (送電端)}^{\ast 2, \ast 3, \ast 4} - \text{需給ひっ迫時の計量値 (送電端)}^{\ast 2, \ast 3, \ast 4, \ast 5} \} \\ & \div (\text{契約容量}^{\ast 6} \times 8,760 \text{ 時間}^{\ast 7})^{\ast 8} \end{aligned}$$

※1：%表記で小数点以下を切り上げ

※2：1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1計量単位内のすべてのユニットの計

量値（発電端）に応じた按分により非効率石炭火力電源の計量値（送電端）相当を算定します。

- ※3：契約容量と各月のアセスメント対象容量が異なる場合は、アセスメント対象容量に応じた補正により計量値（送電端）相当を算定します。
- ※4：部分差替（容量確保契約容量の一部容量を差替えること）を実施した場合は、電源等差替の状況に応じた補正により計量値（送電端）相当を算定します。
- ※5：前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断されたコマの発電量が対象
- ※6：1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1計量単位内のすべてのユニットの設備容量に応じた按分により非効率石炭火力電源の契約容量相当を算定します。
- ※7：対象実需給年度が366日となる場合、8,784時間とします。
- ※8：電源等差替を行った場合の稼働抑制のアセスメントは、別途本機関が定める容量市場業務マニュアルに従うものとします。

## イ 電源等の区分が変動電源の場合

### (ア) 供給力の維持

#### 1) 変動電源（単独）

- (1) 本機関は、提出された情報を基に、コマごとにアセスメントを実施します。なお、本機関は、必要に応じて、提出された情報の内容について変動電源提供者に確認することがあります。
- (2) 容量停止計画が提出されているコマにおいて、電源が提供できる供給力の最大値が、アセスメント対象容量を下回る場合、当該コマをリクワイアメント未達成コマとします。ただし、アセスメント対象容量の一部を供給力として提供できる場合、不足分の容量に応じてリクワイアメント未達成コマを算定します。
- (3) アセスメント対象容量については、発電方式の区分が、水力（自流式）及び再生可能エネルギー（太陽光、風力）の場合は期待容量等算定諸元一覧（様式2）により算出された値とします。
- (4) 容量停止計画が、以下のいずれにも該当しない場合又は提出された容量停止計画が属地一般送配電事業者の承認（調整対象外作業停止計画を含む）した作業停止計画と整合が取れていない場合は、上記(2)で算定したリクワイアメント未達成コマに5を乗じます。

- a 実需給月の前月下旬までに、容量停止計画が提出されている場合
- b 週間断面の需給バランス評価に用いる週間計画の提出期限（火曜日 17 時）までに、容量停止計画が提出されている場合（ただし、平常時に限る。）
- c 容量停止計画の期間が、休日又は夜間（22 時～8 時）の場合（ただし、平常時に限る。）

<需給状況に応じたリクワイアメント未達成コマの算定方法>

提出時期 需給状況	毎月下旬	毎週火曜日 17 時	毎週火曜日 17 時以降	
			休日、夜間	休日、夜間以外
平常時	未達成コマ数×1	未達成コマ数×1	未達成コマ数×1	未達成コマ数×5
広域予備率が低下した時（低予備率アセスメント対象コマ）	未達成コマ数×1	未達成コマ数×5	未達成コマ数×5	未達成コマ数×5

- (5) 電源等の維持・運営に必要な作業以外の要因に伴い容量停止計画が毎週火曜 17 時までに提出されている場合については、以降に容量停止計画の変更が生じたとしても、本機関が合理的と判断した場合、リクワイアメント未達成コマ数に 1 を乗じます。
- (6) 上記（2）から（5）により求めた値の合計を年間停止コマ相当数とします。

2) 変動電源（アグリゲート）

- (1) 本機関は、提出された情報を基に、毎月アセスメントを実施します。なお、本機関は、必要に応じて、提出された情報について変動電源提供者に確認する場合があります。
- (2) 本機関は、変動電源提供者がアセスメント対象容量に相当する供給力を提供していないと判断したコマを、リクワイアメント未達成コマとします（日単位の発電実績（48 コマ）の最大値が、アセスメント対象容量以上となっていることを確認し、最大値がアセスメント対象容量を下回る場合、48 コマ全てをリクワイアメント未達成コマとします。ただし、アセスメント対象容量の一部を供給力として提供できる場合、不足分の容量に応じてリクワイアメント未達成コマを算定します）。なお、アセスメント対象容量については、期待容量等算定諸元一覧（様式 2）により算出された値とします。

- (3) 前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断されたコマについては、上記(2)で算定したリクワイアメント未達成コマ数に5を乗じます。
- (4) 上記(2)及び(3)により求めた値の合計をリクワイアメント未達成コマ相当数とします。

#### ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

##### (ア) 発動指令への対応

属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応したか確認します。

本機関は、提出された情報を基に、コマ単位でアセスメントを実施します。なお、本機関は、必要に応じて、提出された情報について発動指令電源提供者に確認する場合があります。

また、当該発令の際には、相对契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への売り入札を通じて、適切に供給力を提供することとします。

- ・コマごとの達成率<sup>※1</sup> = 発動実績 / アセスメント対象容量
- ・コマごとの未達成率<sup>※1</sup> = 1 - コマごとのリクワイアメント達成率
- ・需要抑制の発動実績<sup>※2、※3</sup> = ベースライン - 計量値
- ・発電の発動実績<sup>※2</sup> = 計量値 - ベースライン
- ・発動実績 = 需要抑制の発動実績の総和<sup>※3</sup> + 発電の発動実績の総和
- ・コマごとのリクワイアメント未達成量 = アセスメント対象容量  
× コマごとの未達成率

※1：負値となる場合は零とします。

※2：需要抑制の発動実績及び発電の発動実績は、電源等リストに登録された全ての個別地点ごとにおいてコマごとに算定し、それが負値となる場合でも負値として扱います（容量確保契約約款別紙「ベースラインの算定方法」によります。）。

※3：個別地点の発動実績を、各地点の電圧区分の損失率を考慮した送電端換算値で算定します。

#### (3) ペナルティ

本機関は、前項の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

##### ア 電源等の区分が安定電源の場合

##### (ア) 供給力の維持

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ<sup>※1</sup> =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{年間停止コマ相当数}^{※2} - \text{控除コマ数}^{※3}) \\ \times \text{ペナルティレート}$$

※1：負値となる場合は零とします。

※2：実需給年度内での累計

※3：容量確保契約約款第17条に定める

ペナルティレートは以下の通りとします。

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の4月以前・・・0.0125%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月・・・0.0134%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月・・・0.0148%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月・・・0.0165%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月・・・0.0186%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月・・・0.0213%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月・・・0.0248%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月・・・0.0299%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月・・・0.0373%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月・・・0.0502%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月・・・0.0766%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月・・・0.1458%

(イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、卸電力取引所等に売り入札していない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します。

$$\text{経済的ペナルティ} = \text{リクワイアメント未達成量} \times \text{ペナルティレート}$$

$$\text{ペナルティレート} = \text{容量確保契約金額} / (\text{契約容量} \times Z^{※})$$

※：1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間であり、本オークションにおいては90時間とします。

(ウ) 電気の供給指示への対応

属地一般送配電事業者から電気の供給指示があった際に、その指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、リクワイアメント未達成量に対して、経済的ペナルティを科します。

$$\text{経済的ペナルティ} = \text{リクワイアメント未達成量} \times \text{ペナルティレート}$$

$$\text{ペナルティレート} = \text{容量確保契約金額} / (\text{契約容量} \times Z^{※})$$

※：1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間であり、本オークションにおいては90時間とします。

(エ)稼働抑制

非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティを科します。

なお、当該経済的ペナルティは、原則として最終月（3月分）に請求します。

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 20%\*

※ 1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率は0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。なお、電源等差替で非効率石炭火力電源と非効率石炭火力電源以外が混在する場合、契約容量に占める非効率石炭電源の割合又は月数、あるいはその両方に基づいて補正します。

この際、単位は0.01%とし、その端数は、小数点以下第3位を四捨五入します。

イ 電源等の区分が変動電源の場合

(ア) 供給力の維持

1) 変動電源（単独）

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ<sup>※1</sup> =

$$\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額} \times (\text{年間停止コマ相当数}^{\text{※2}} - \text{控除コマ数}^{\text{※3}}) \\ & \quad \times \text{ペナルティレート} \end{aligned}$$

※1：負値となる場合は零とします。

※2：実需給年度内での累計

※3：容量確保契約約款第17条に定める

ペナルティレートは以下の通りとします。

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の4月以前	・・・	0.0125%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月	・・・	0.0134%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月	・・・	0.0148%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月	・・・	0.0165%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月	・・・	0.0186%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月	・・・	0.0213%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月	・・・	0.0248%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月	・・・	0.0299%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月	・・・	0.0373%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月	・・・	0.0502%
契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月	・・・	0.0766%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月・・・0.1458%

※1：負値となる場合は零とします。

※2：実需給年度内での累計

2) 変動電源（アグリゲート）

リクワイアメント未達成コマ相当数に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ<sup>※1</sup> =

$$\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額} \times (\text{リクワイアメント未達成コマ相当数}^{\text{※2}} - 8,640) \\ & \times 0.0125\% \end{aligned}$$

※1：負値となる場合は零とします。

※2：実需給年度内での累計とします。

ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(ア) 発動指令への対応未達

属地一般送配電事業者からの発動指令に対応できなかった比率に応じた経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ =

$$\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額} \times 110\% \\ & \times \text{リクワイアメント未達成量} / (\text{アセスメント対象容量} \times 3 \text{時間} \times 12 \text{回}) \end{aligned}$$

- (4) 契約電源の電源等の区分が安定電源若しくは変動電源（単独）で、かつ電源等情報の登録時点で供給力提供開始していない電源であり、容量提供事業者にて設定した供給力提供開始予定から供給力提供開始が遅延し、対象実需給年度の4月以降となった場合、以下の経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ =

$$\begin{aligned} & \text{供給力提供開始実績が供給力提供開始予定から遅延した月数} \times \\ & \text{容量確保契約金額（各月）} \times 110\% \end{aligned}$$

(5) ペナルティの扱いについて

ア 経済的ペナルティの年間上限額及び月間上限額は、以下の計算式で算定される金額とします。ただし、発動指令電源及び非効率石炭火力電源の稼働抑制の未達成に対する経済的ペナルティについては、月間上限額の対象外とします。

$$\text{年間上限額}^{\text{※}} (\text{円}) = \text{容量確保契約金額} (\text{円}) \times 110\%$$

$$\text{月間上限額} (\text{円}) = \text{容量確保契約金額} (\text{円}) \times \text{月間上限額レート}$$

※容量確保契約約款第16条に定める調整不調電源に科される経済的ペナルティが科される場合は差し引いた金額とします。

月間上限額レートは以下の通りとします。供給力提供開始実績が対象実需給年度の3月の場合は、月間上限額は適用されません。また、電源等の区分が変動電源（アグリゲート）の場合においては、月間上限額レートは18.3%とします。

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の4月以前・・・18.3%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の5月・・・20.0%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の6月・・・22.0%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の7月・・・24.4%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の8月・・・27.5%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の9月・・・31.4%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の10月・・・36.7%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の11月・・・44.0%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の12月・・・55.0%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の1月・・・73.3%

契約電源の供給力提供開始実績が対象実需給年度の2月・・・110.0%

- イ 経済的ペナルティは、毎月算定し、円未満の端数は切り捨てます。
- ウ 経済的ペナルティの総額が容量確保契約金額を上回った分については、消費税の対象外となります。
- エ 経済的ペナルティの算定結果を容量提供事業者へ通知します。通知された経済的ペナルティの算定結果に対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。
- オ 容量提供事業者から異議の申し出があった場合、本機関はその内容を確認し、容量提供事業者へ経済的ペナルティの変更の有無を通知します。経済的ペナルティが変更される場合は、変更後の経済的ペナルティも合わせて通知します。
- カ 容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、当該容量提供事業者に対し、一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げ等の参入ペナルティが科されることがあります。

## 5. 容量確保契約金額（各月）の支払・請求について

- (1) 毎月の支払又は請求は、容量確保契約金額（各月）から、「本章4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティを減じることにより算定する。ただし、支払又は請求の初月においては、調整不調電源に科される経済的ペナルティ、実需給期間中の経済的ペナルティを減じることにより算定する。算定した金額が、正值となる場合は支払金額とし、負値となる場合は請求金額とします。

- (2) 本機関から容量提供事業者への支払は、上記(1)の支払金額から振込手数料(振込手数料は、容量提供事業者の負担となります。)を差し引いて事業者情報に登録された銀行口座への振込により行われます。
- (3) 請求は上記(1)の請求金額を本機関から容量提供事業者に請求し、容量提供事業者が本機関の指定する銀行口座へ振込いただきます(振込手数料は、容量提供事業者の負担となります。)

## 6. 消費税等相当額について

- (1) 容量確保契約金額の消費税等相当額は外税です。
- (2) 「本章4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」に基づき算定される経済的ペナルティは消費税等相当額の課税対象となります。ただし、経済的ペナルティの年間累計額が容量確保契約金額を超えた部分は、消費税等相当額の課税対象外(不課税)となります。

## 7. その他

- (1) 容量提供事業者は容量確保契約に基づき電源等差替が可能です。
- (2) 国の審議会等の審議事項を含め、本要綱の策定の前提としていない事象が生じた場合は、本機関にて取り扱いを検討し、関係する事業者等に通知又は公表いたします。
- (3) 戦争、大規模自然災害、容量確保契約の効力発生後に発生した事後的な法令改正や規制適用等による運転停止、及び送電線故障による出力抑制等の不可抗力により供給力の提供が困難となった場合には、容量確保契約に基づくリクワイアメントの不履行について責めを負わないこととします。ただし、燃料その他発電コストの上昇等の経済的な事由により供給力を提供しない場合は除きます。詳細は容量確保契約約款の第23条を参照してください。
- (4) 容量提供事業者が「容量オークションへの参加登録申請に伴う誓約書」に違反した場合、本オークションへの応札その他容量市場への参加にあたり提出された情報に虚偽があった場合、及び容量市場の運営に重大な問題を引き起こす行為があった場合には、本機関は容量確保契約を解除できるものとします。この場合、市場退出時の経済的ペナルティの他に、参入ペナルティ及び市場退出までに交付された容量確保契約金額を上限に経済的ペナルティを科す場合があります。

電力広域的運営推進機関 殿

容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書

所在地

名称又は商号

代表者

④

当社は、容量オークションへの参加登録を申請するにあたり、下記に掲げる事項を誓約します。なお、誓約事項に違反した場合、当社は、容量オークションの参加資格の取消し、損害の賠償その他の不利益を被ることとなっても、一切異議を申し立てません。

## 記

## (誓約事項)

1. 容量オークションの各募集要綱に従って手続きを行うこと。
2. 電気事業法その他の法令、関係当局より公表されたガイドライン、送配電等業務指針その他貴機関が定めた規程を遵守すること。
3. 参加登録申請にあたっては、真実かつ正確な情報を提供するものとし、虚偽の情報提供や提出資料の改ざん等を行わないこと。
4. 容量オークションの公正を害する行為をしないこと。
5. 容量オークションにおける応札情報の登録が完了したことをもって容量確保契約の申込みを行ったものとみなし、容量オークションの約定結果の公表日において、貴機関との間で、公表内容に従った容量確保契約が成立することに同意すること。
6. 容量オークションで落札者となった場合は、貴機関との間で貴機関が指定する様式の容量確保契約書を締結すること。
7. 当社が容量オークションへの参加にあたって貴機関に提出した情報は、容量オークションの運営上の必要がある場合には、貴機関から関係当局または一般送配電事業者に対し提供されることをあらかじめ承諾し、一切異議を申し立てないこと。
8. 容量オークションへの参加にあたって、個人情報の保護に関する法律その他の法令に従って、個人情報を適切に取り扱うこと。
9. 貴機関が容量オークションの運営上の必要があると判断し、貴機関から情報提供や調査等への協力を依頼された場合、速やかにこれに応じること。
10. 当社の役員もしくは従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当しないこと、およびこれらの者と密接な関わりを有していないこと。また、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、偽計又は威力を用いた信用棄損行為および業務妨害行為その他これらに準ずる行為を行わないこと。

以上

期待容量等算定諸元一覧 (対象実需給年度：2030年度)

<対象：火力、水力（純揚水以外）、原子力、新エネ（地熱、バイオマス、廃棄物のみ）>

※期待容量の登録申込の際、チェックしてください

- 電源等情報に実需給年度の時点で想定される情報が登録されていることを確認しました。

会社名：

項目	事業者入力												単位
電源等識別番号													
容量を提供する電源等の区分	安定電源												
発電方式の区分													
エリア名													
設備容量													kW
各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													kW
期待容量	0												kW
提供する各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													kW
応札容量	0												kW

(記載要領)

- 以下の項目については、**期待容量の登録期間中（2026/9/8～9/17）**に容量市場システムに登録してください。
  - 電源等識別番号については、電源等情報(基本情報)に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載してください。
  - 容量を提供する電源等の区分については、安定電源で固定です。
  - 発電方式の区分については、電源等情報(詳細情報)に登録した区分を記載してください。ただし、複数の区分を登録している場合は、主たる区分を記載してください。
  - エリア名については、電源等情報(基本情報)に登録した「エリア名」を記載してください。
  - 設備容量については、電源等情報(詳細情報)に登録した「設備容量」を応札単位毎に合計した値を記載してください。
  - 各月の供給力の最大値については、設備容量から所内消費電力、大気温及びダム水位低下等の影響による能力減分を差し引いた値を記載してください。
  - 期待容量については、自動計算されます。 ※この値が容量オークションに**応札する際の応札容量の上限値**となります。
  - 発電方式が一般（調整式・貯水式）の水力発電所について、1,000kW以上の安定的な供給力を提供するものは安定電源となります。そうでないものは変動電源（単独）となります。
- 以下の項目については、**期待容量等算定諸元一覧の登録期間中（2026/10/26～10/30）**に容量市場システムに登録してください。
  - 提供する各月の供給力については、各月の供給力の最大値を上限に、ダム運用等のリスクを踏まえて任意に記載してください。 ※この値が**アセスメント対象容量**となります。
  - 応札容量については、自動計算されます。 ※**応札時、この値を容量市場システムで応札容量に入力**してください。

期待容量等算定諸元一覧 (対象実需給年度：2030年度)

<対象：水力、新エネ（太陽光,風力のみ）>

※期待容量の登録申込の際、チェックしてください

- 電源等情報に実需給年度の時点で想定される情報が登録されていることを確認しました。

会社名：

項目	事業者入力												単位
電源等識別番号													
容量を提供する電源等の区分	変動電源（単独）												
発電方式の区分													
エリア名													
設備容量	0												kW
送電可能電力	0												kW
調整係数	-												kW
各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	kW
期待容量	0												kW
提供できる各月の送電可能電力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	kW
参考：提供できる各月の送電可能電力×調整係数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	kW
応札容量	0												kW

(記載要領)

- 以下の項目については、**期待容量の登録期間中（2026/9/8～9/17）**に容量市場システムに登録してください。
  - 電源等識別番号については、電源等情報(基本情報)に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載してください。
  - 容量を提供する電源等の区分については、電源等情報(基本情報)に登録した区分を選択してください。
  - 発電方式の区分については、選択した入力シートの発電方式の区分が自動で記載されます。
  - エリア名については、電源等情報(基本情報)に登録した「エリア名」を記載してください。
  - 各月の供給力の最大値については、自動計算されます。応札時に応札容量を減少させる際の参考としてください。
  - 期待容量については、自動計算されます。 ※この値が容量オークションに応札する際の応札容量の上限値になります。
- 以下の項目については、**期待容量等算定諸元一覧の登録期間中（2026/10/26～10/30）**に容量市場システムに登録してください。
  - 提供できる各月の送電可能電力は、送電可能電力を上限に、運用リスク分等を差し引いて任意に記載してください。 ※この値がアセスメント対象容量となります。
  - 応札容量については、自動計算されます。 ※応札時、この値を容量市場システムで応札容量に入力してください。

期待容量等算定諸元一覧 (対象実需給年度：2030年度)

<対象：水力、新エネ（太陽光,風力のみ）>

※期待容量の登録申込の際、チェックしてください

- 電源等情報に実需給年度の時点で想定される情報が登録されていることを確認しました。

会社名：

項目	事業者入力												単位
電源等識別番号													
容量を提供する電源等の区分	変動電源 (アグリゲート)												
発電方式の区分													
エリア名													
設備容量	0												kW
送電可能電力	0												kW
調整係数	-												kW
各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	kW
期待容量	0												kW
提供できる各月の送電可能電力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	kW
アセスメント対象容量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	kW
応札容量	0												kW

(記載要領)

- 以下の項目については、**期待容量の登録期間中 (2026/9/8~9/17)** に容量市場システムに登録してください。
  - 電源等識別番号については、電源等情報(基本情報)に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載してください。
  - 容量を提供する電源等の区分については、電源等情報(基本情報)に登録した区分を選択してください。
  - 発電方式の区分については、選択した入力シートの発電方式の区分が自動で記載されます。
  - エリア名については、電源等情報(基本情報)に登録した「エリア名」を記載してください。
  - 各月の供給力の最大値については、自動計算されます。応札時に応札容量を減少させる際の参考としてください。
  - 期待容量については、自動計算されます。 ※この値が容量オークションに応札する際の応札容量の上限値になります。
- 以下の項目については、**期待容量等算定諸元一覧の登録期間中 (2026/10/26~10/30)** に容量市場システムに登録してください。
  - 提供できる各月の送電可能電力については、自動計算されます。
  - 応札容量については、自動計算されます。 ※応札時、この値を容量市場システムで応札容量に入力してください。
  - アセスメント対象容量については、自動計算されます。

期待容量等算定諸元一覧 (対象実需給年度：2030年度)

<対象：水力（純揚水のみ）、蓄電池、長期エネルギー貯蔵システム>

※期待容量の登録申込の際、チェックしてください

- 電源等情報に実需給年度の時点で想定される情報が登録されていることを確認しました。

会社名：

項目	事業者入力												単位
電源等識別番号													
容量を提供する電源等の区分	安定電源												
発電方式の区分													
エリア名													
設備容量													kW
各月の送電または放電可能電力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													kW
各月の運転継続時間(期待容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													h
各月の上池容量または蓄電池容量(期待容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	kWh
各月の調整係数(期待容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	%
期待容量	17,351,833												kW
各月の管理容量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													kW
各月の運転継続時間(応札容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
													h
各月の上池容量または蓄電池容量(応札容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	kWh
各月の調整係数(応札容量算出用)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	%
応札容量	17,351,833												kW

(記載要領)

- 以下の項目については、**期待容量の登録期間中(2026/9/8~9/17)**に容量市場システムに登録してください。
  - 電源等識別番号については、電源等情報(基本情報)に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載してください。
  - 容量を提供する電源等の区分については、安定電源で固定です。
  - 発電方式の区分については、「揚水(純揚水)」もしくは「蓄電池」を選択してください。
  - エリア名については、電源等情報(基本情報)に登録した「エリア名」を記載してください。
  - 設備容量については、電源等情報(詳細情報)に登録した「設備容量」を応札単位毎に合計した値を記載してください。
  - 各月の送電または放電可能電力については、設備容量から各月の所内消費電力、大気温及びダム水位低下等の影響による能力減分を差し引いた値を記載してください。
  - 各月の運転継続時間(期待容量算出用)については、各月の上池容量または蓄電池容量(期待容量算出用)の範囲内で最大出力で発電した場合に運転可能な継続時間(整数)を記載してください。
  - ※ブラックスタートの必要容量は、各月の送電または放電可能電力および各月の運転継続時間(期待容量算出用)から差し引いてください。
  - 各月の上池容量または蓄電池容量(期待容量算出用)については、自動計算されます。
  - 各月の調整係数(期待容量算出用)については、自動計算されます。
  - 期待容量については、自動計算されます。 ※この値が容量オークションに**応札する際の応札容量の上限値**になります。
- 以下の項目については、**応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の登録期間中(2026/10/26~10/30)**に容量市場システムに登録してください。
  - 各月の管理容量については、ダムもしくは蓄電池運用のリスク(劣化に伴う容量低下、充放電時における制約を含む)を踏まえ、同月の各月の送電または放電可能電力を上限に任意に記載してください。
  - ※この値が**アセスメント対象容量**になります。
  - 各月の運転継続時間(応札容量算出用)については、ダムもしくは蓄電池運用のリスク(劣化に伴う容量低下、充放電時における制約を含む)を踏まえ、任意の継続時間(整数)を記載してください。
  - ※ただし、その際には**各月の上池容量または蓄電池容量(応札容量算出用)が、同月の各月の上池容量(期待容量算出用)以下**となるようにする必要があります。
  - 各月の上池容量または蓄電池容量(応札容量算出用)については、自動計算されます。
  - 各月の調整係数(応札容量算出用)については、自動計算されます。
  - 応札容量については、自動計算されます。 ※**応札時、この値を容量市場システムで応札容量に入力してください。**

(様式3)

発動指令電源のビジネスプラン申請書

※期待容量の登録申請の際、チェックしてください

電源等情報に実需給年度の時点で想定される情報が登録されていることを確認しました。

対象実需給年度	2030年度
提出日	

事業者名	
電源等の名称	
電源等識別番号	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

確保している期待容量 (電源)	
確保している期待容量 (需要家)	
分析に基づく期待容量 (電源)	
分析に基づく期待容量 (需要家)	
期待容量の合計	0kW

電源の制御方法 ※1 (蓄電池が設置されている場合はその旨を記載してください)	
電源獲得の実績と予定 ※2	
需要家の抑制制御方法 ※1	
需要家獲得の実績と予定 ※3	

リソースの種類 ※4						
自家発	小規模電源	燃料電池	蓄電池 ※5	DR	一地点複数	その他

→  
→  
→  
→

※1…発動指令に応じるための制御方法について具体的に記載してください。必要に応じ補足資料を添付しても構いません。

※2…獲得する電源の属性、交渉状況、契約締結予定時期等について、具体的に記載してください。

※3…獲得する需要家の属性、交渉状況、契約締結予定時期等について具体的に記載してください。

※4…各期待容量を提供するのに確保済、もしくは確保予定のリソースの種類として、該当するものに○を選択してください(複数選択可)。



